

ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

障害者・児計画

令和3年度～令和5年度



文京区



「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者・児計画

令和3年度～令和5年度



文京区



もくじ

第1章 計画の策定の考え方	1
1 計画の目的	3
2 計画の性格・位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の推進に向けて	7
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	11
1 基本理念	13
2 基本目標	14
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状	15
1 障害者・障害児の人数	17
2 地域生活の現状と課題	24
第4章 主要項目及びその方向性	57
第5章 計画の体系	63
第6章 計画事業	71
1 自立に向けた地域生活支援の充実	73
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	94
3 安心して働き続けられる就労支援	103
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	112
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	127
第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について	141
1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標	143
2 活動指標(障害福祉サービス等)の見込み量	147
3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について	155
4 障害福祉計画等の進行管理について	156
資料編	157
1 計画改定の検討体制	159
2 計画改定の検討経過	171

ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。



第 1 章

計画の策定の考え方

第1章 計画の策定の考え方

1 計画の目的

- 我が国が平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)(以下「障害者権利条約」という。)」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。
- 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- これらを受け、ノーマライゼーション^{*1}やソーシャルインクルージョン^{*2}の理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(以下「東京都障害者差別解消条例」という。)で掲げられている障害者に対する合理的配慮^{*3}については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。
- また、「児童の権利に関する条約(Convention on the Rights of the Child)(以下「子どもの権利条約」という。)」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。

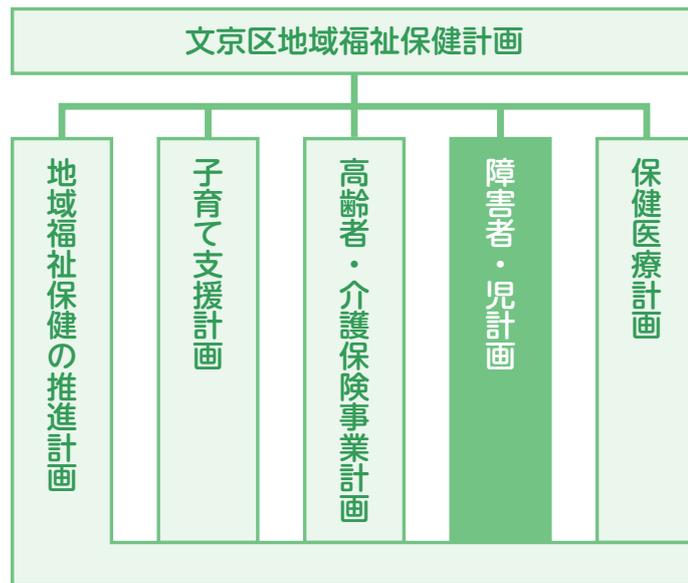
○こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和3年度から令和5年度までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

-
- ※1 **ノーマライゼーション(normalization)** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。
 - ※2 **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
 - ※3 **合理的配慮** 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図1：文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



【図2：障害者・児計画の法的な位置づけ・性格】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・児 計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・ 障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。 ・ 障害者総合支援法の各種サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の事業量の見込み等を示す。
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・ 障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。 ・ 児童福祉法の各種サービス(障害児通所支援、障害児相談支援等)の事業量の見込み等を示す。

3 計画の期間

- 本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度に見直しを行います。
- 行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付けられる「文の京」総合戦略との整合を図ります。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	「文の京」総合戦略(令和2年度～令和5年度)			
			↑ 整合 ↓	
前期計画		文京区地域福祉保健計画 文京区障害者・児計画		

4 計画の推進に向けて

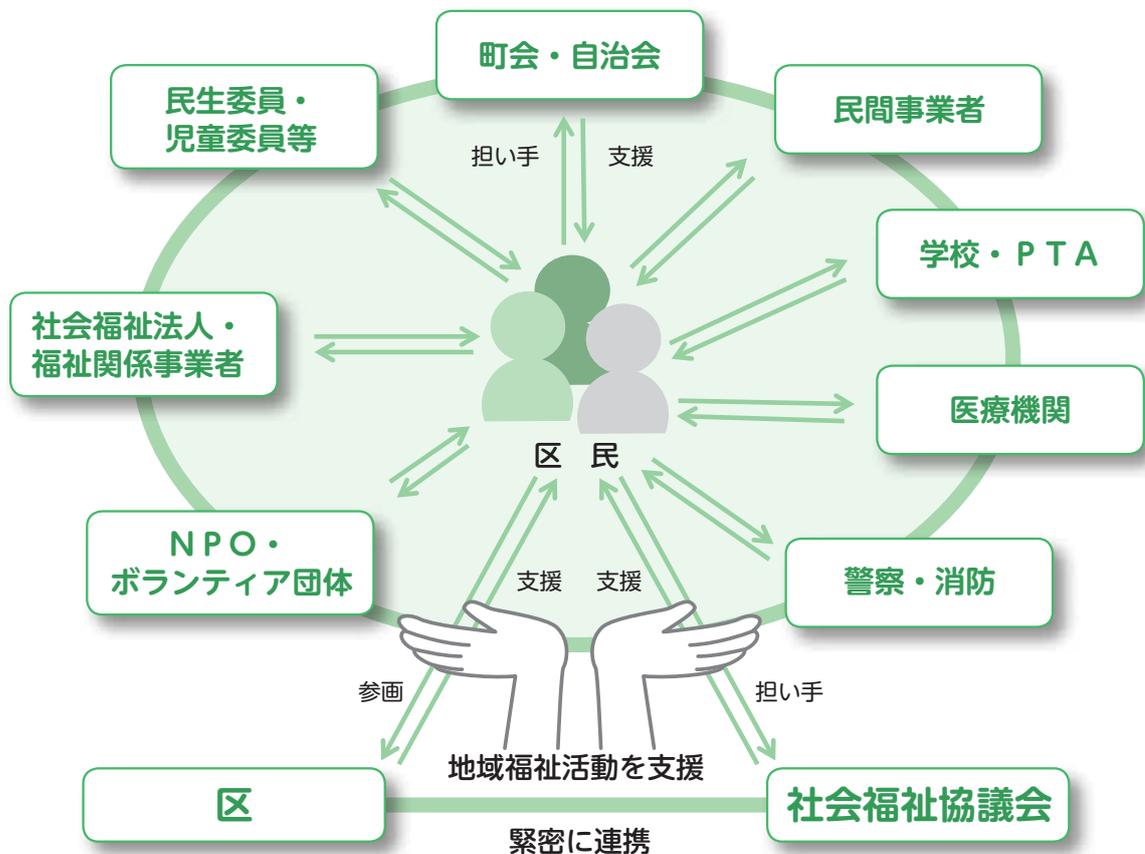
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



- ・子ども家庭支援センター
- ・児童発達支援センター
- ・高齢者あんしん相談センター
- ・障害者基幹相談支援センター
- ・保健所 等

- ・権利擁護センター
- ・ボランティア支援センター
- ・ファミコム(地域連携ステーション)
- ・ファミリー・サポート・センター 等

● 社会福祉協議会とは？ ●

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援
(地域連携ステーション)
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 9 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

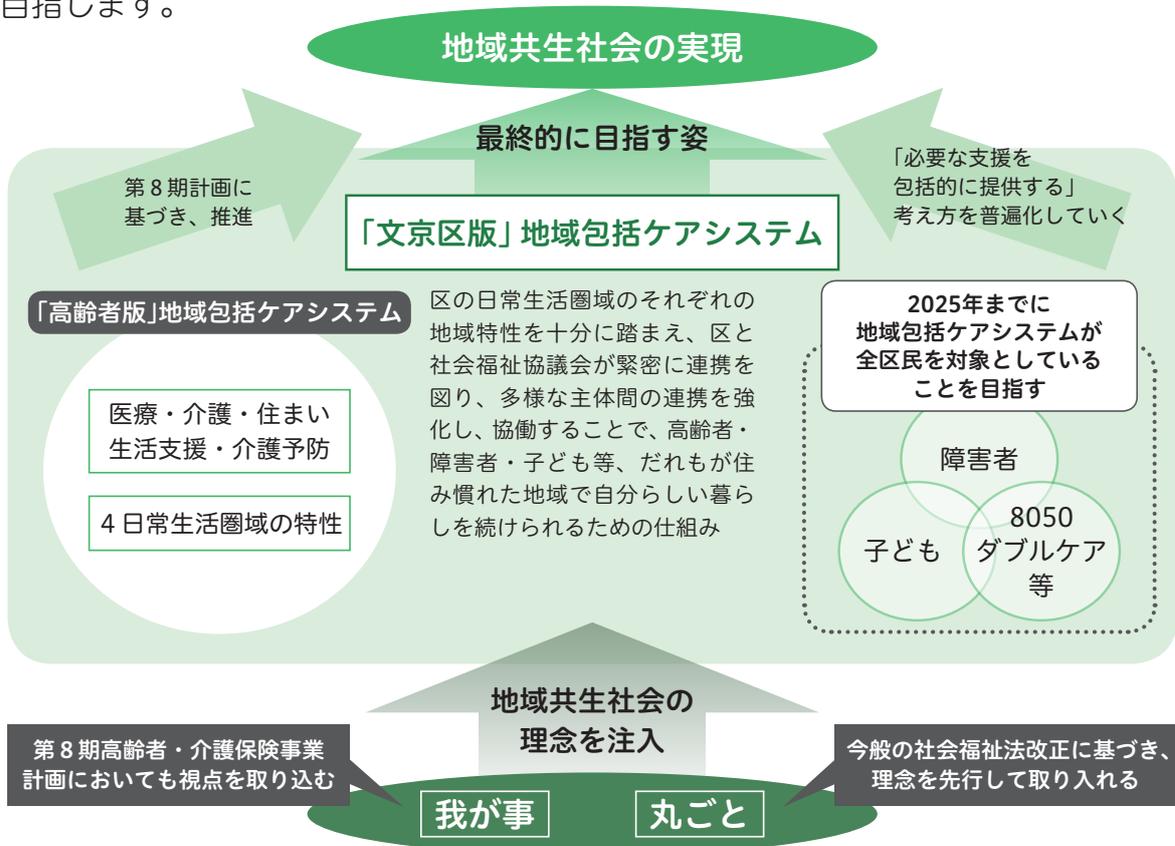
また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

(2)「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

今後は第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、ヤングケアラー^{※4}など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組について不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」^{※5}の実現を目指します。



※4 ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

※5 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(3) 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉保健活動のために

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界にまん延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人とのかかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、セーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すに当たり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げていきます。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行っていきます。保健師活動が求められる分野の拡大を踏まえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討していきます。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくに当たり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。

(4) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「地域福祉推進協議会障害者部会」等において、進行管理を行っていきます。



第 2 章

地域福祉保健計画の
基本理念・基本目標

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者・児施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ^{※6}を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

※6 **ダイバーシティ(diversity&inclusion)** 性別(性自認及び性的指向を含む)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。





第 3 章

障害者・障害児を
取り巻く現状

第3章 障害者・障害児を取り巻く現状

1 障害者・障害児の人数

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和元年度末現在4,477人です。4年前の平成27年度と比較すると、5.1%の減少となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く2,085人(46.6%)、次いで内部障害が1,663人(37.1%)、視覚障害が365人(8.2%)、聴覚平衡機能が294人(6.6%)、音声・言語機能が70人(1.6%)となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,748人で、全体の83.7%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】

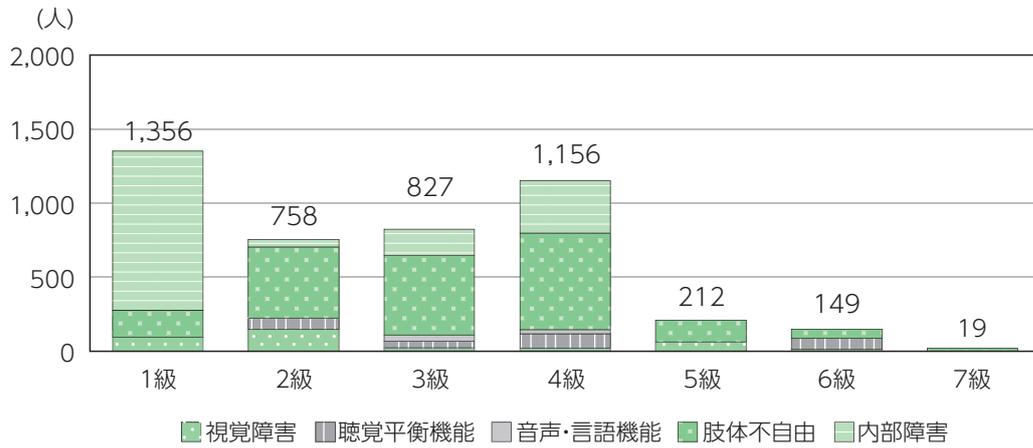


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	379	390	377	360	365
聴覚平衡機能	324	306	290	299	294
音声・言語機能	63	66	66	72	70
肢体不自由	2,319	2,252	2,205	2,150	2,085
内部障害	1,631	1,652	1,649	1,651	1,663
合計	4,716	4,666	4,587	4,532	4,477

(各年度末現在)

令和元年度における等級別の身体障害者数は、1級が1,356人、次いで4級が1,156人、3級が827人、2級が758人、5級が212人、6級が149人、7級が19人となっています。

【図表：令和元年度等級別身体障害者数】



(人)

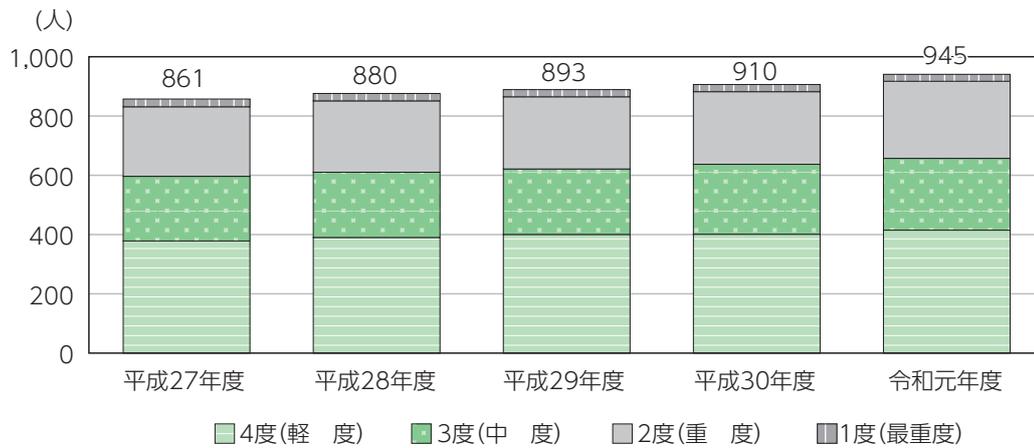
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計
視覚障害	96	148	23	22	63	13	0	365
聴覚平衡機能	0	77	46	97	0	74	0	294
音声・言語機能	0	0	42	28	0	0	0	70
肢体不自由	180	483	538	654	149	62	19	2,085
内部障害	1,080	50	178	355	0	0	0	1,663
合計	1,356	758	827	1,156	212	149	19	4,477

(令和元年度末現在)

(2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、令和元年度末現在945人です。4年前の平成27年度と比較すると、9.8%の増加となっています。4度(軽度)が最も多く、417人で44.1%を占め、次いで2度(重度)が261人(27.6%)、3度(中度)が243人(25.7%)、1度(最重度)が24人(2.5%)となります。4度(軽度)と3度(中度)を合わせると660人で、全体の69.8%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



(人)

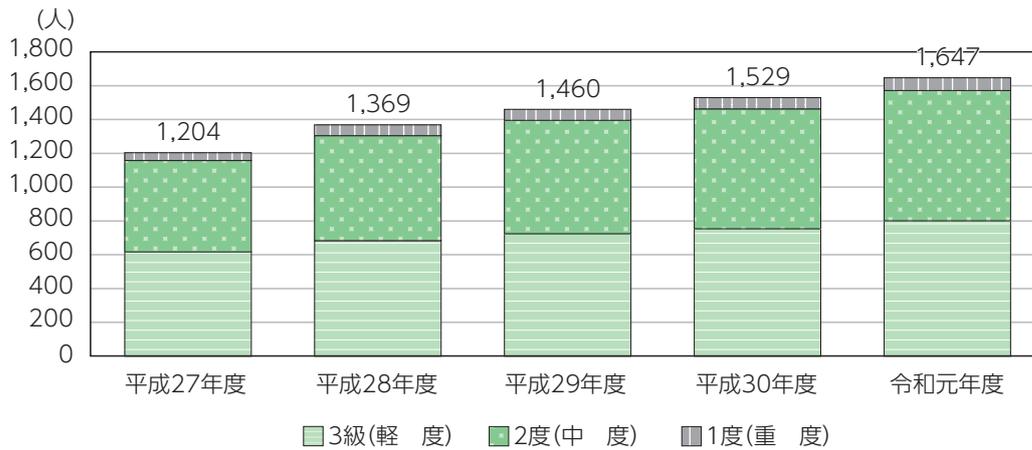
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1度(最重度)	26	25	24	24	24
2度(重 度)	236	242	245	246	261
3度(中 度)	219	221	222	237	243
4度(軽 度)	380	392	402	403	417
合計	861	880	893	910	945

(各年度末現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和元年度末現在1,647人です。4年前の平成27年度と比較すると36.8%増加しています。3級(軽度)の人が最も多く801人(48.6%)、次いで2級(中度)が771人(46.8%)、1級(重度)が75人(4.6%)となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級(重度)	47	64	64	66	75
2級(中度)	540	622	672	709	771
3級(軽度)	617	683	724	754	801
合計	1,204	1,369	1,460	1,529	1,647

(各年度末現在)

(4) 難病医療券所持者数の推移

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。難病医療券所持者は、令和元年度末現在1,917人です。平成27年度以降は1,800人を超える数で推移してきました。

【図表：難病医療券所持者数の推移】



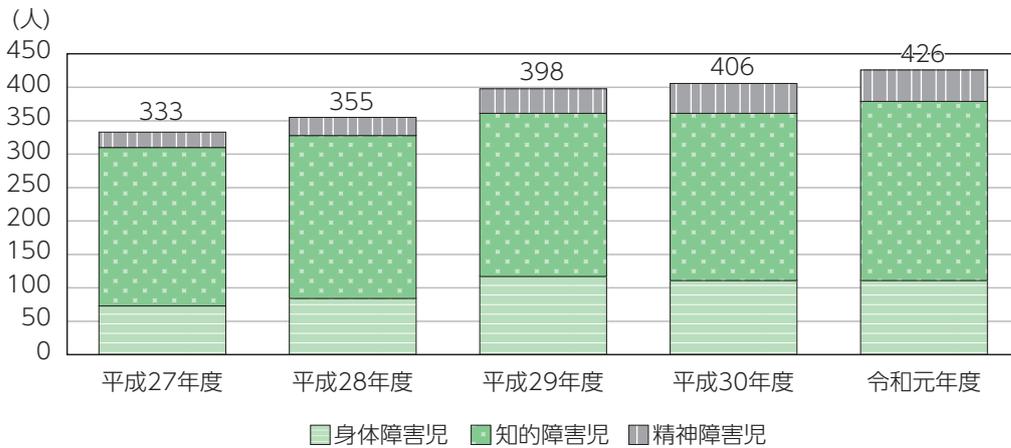
* 東京都福祉・衛生統計年報の確定数値

(5) 障害児の手帳所持者数

○障害児の手帳所持者数の推移

障害児の手帳所持者は、令和元年度末現在426人です。令和元年度における障害児の手帳所持者数を障害種別で見ると、知的障害が最も多く268人(62.9%)、次いで身体障害が111人(26.1%)、精神障害が47人(11.0%)となっています。また、4年前の平成27年度と比較すると27.9%の増加となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数の推移】



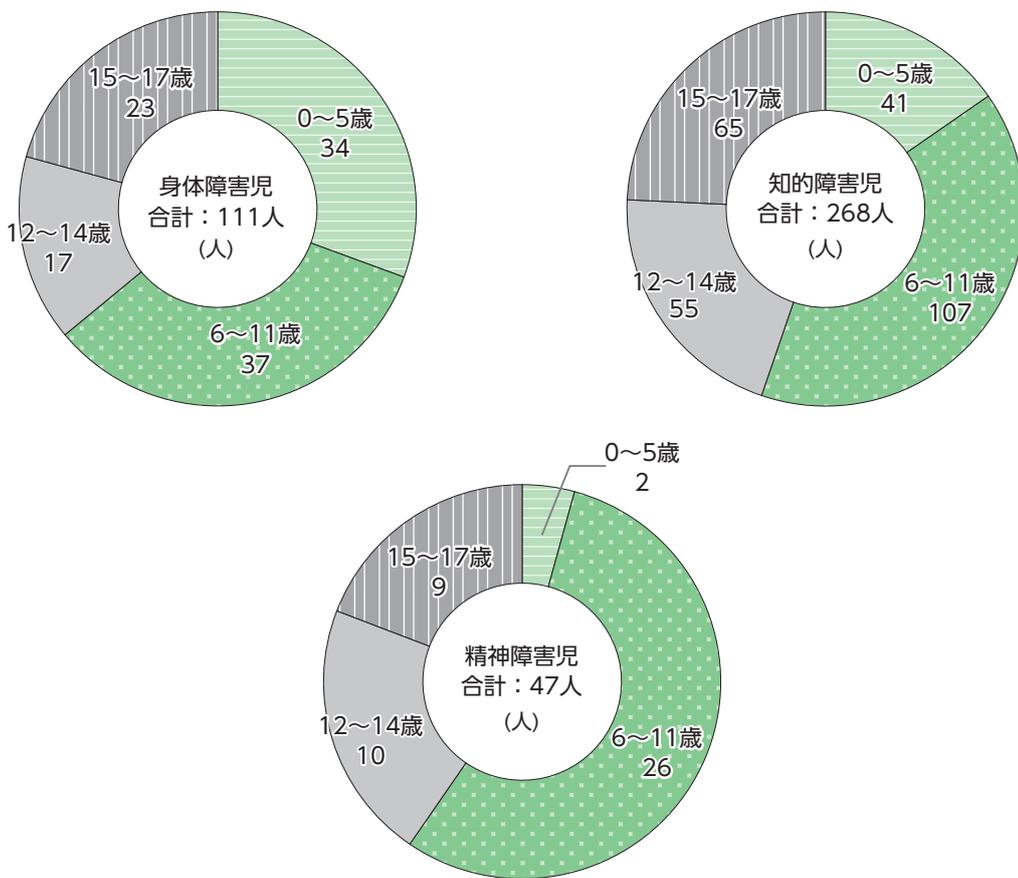
(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障害児	73	84	117	111	111
知的障害児	237	244	244	250	268
精神障害児	23	27	37	45	47
合計	333	355	398	406	426

(各年度末現在)

○障害児の年齢別手帳所持者数

【図表：障害児の年齢別手帳所持者数】



(令和元年度末現在)

2 地域生活の現状と課題

(1) 区内障害者・児 施設一覧

(令和3年1月現在)

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援(地域移行・地域定着)	障害児相談支援	一般相談支援	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	就労支援センター ^{※1}	就労定着支援 ^{※1}	地域生活支援拠点 ^{※1}	
																							(参照)本計画における計画事業掲載ページ
1	障害者基幹相談支援センター	文京区小日向 2-16-15	○																				
2	リアン文京															○				○			
3	地域プラザ ふらっと				○		○																
4	マイポジション								○														
5	こぼん									○													
6	ワークプレイス ぶんぶん												○	○									
7	放課後等 デイサービスびおら																		○				
8	大塚福祉作業所	文京区大塚4-50-1									○		○										
9	小石川福祉作業所	文京区小石川3-30-6								○			○										
10	本郷福祉センター (若駒の里)	文京区本駒込 4-35-15 勤労福祉会館2階								○													
11	放課後等 デイサービスJOY	文京区本駒込 4-35-15 勤労福祉会館2階																○					
12	障害者就労支援 センター	文京区本郷4-15-14 文京区民センター																		○			
13	本富士生活 あんしん拠点	文京区本郷2-21-3 青木ビル1階																				○	
14	ワークショップ やまどり	文京区弥生2-9-6								○			○										
15	は〜と・ピア	文京区大塚4-21-8								○													
16	は〜と・ピア2	文京区小石川4-4-5								○	○												
17	銀杏企画	文京区本郷5-25-8 香川ビル											○										
18	銀杏企画Ⅱ	文京区本郷3-16-4 本郷天理ビル3階											○										
19	銀杏企画三丁目	文京区本郷3-29-6 カリテス佐々木2階											○										
20	銀杏企画三丁目 移行分室	文京区本郷3-37-1 2階									○										○		

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援(地域移行・地域定着)	障害児相談支援	一般相談支援	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	就労支援センター ^{※1}	就労定着支援 ^{※1}	地域生活支援拠点 ^{※1}	
																							(参照)本計画における計画事業掲載ページ
21	abeam(アビーム)	文京区千石4-37-4 ウイスタリア千石 1階											○										
22	工房わかぎり	文京区春日2-19-3 北原ビル3階											○										
23	だんござかハウス 相談支援係	文京区千駄木 2-33-8			○		○																
24	リバーサル	文京区本郷2-25-5 角地ビル3階、地下 1階											○									○	
25	ベジティア	文京区本郷1-10-14											○										
26	リヴァトレ 御茶ノ水	文京区本郷2-3-7 御茶の水元町ビル1階													○								
27	ベルーフ	文京区小石川5-4-1 瑞穂第一ビル9階																				○	
28	JoBridge(ジョブ リッジ)飯田橋	文京区後楽2-2-10 8階																					
29	ヒューライフ水道橋 キャリアセンター	文京区本郷2-4-7 大成堂ビル3階																				○	
30	リドアーズ・ベネ ファイお茶の水	文京区湯島2-31-15 和光湯島ビル7階											○										○
31	ティ・リーフ	文京区本駒込 2-27-10 本駒込S1ビル3階																					
32	ふる里学舎本郷	文京区本郷2-21-7			○																		
33	エナジーハウス	文京区千駄木 5-10-8			○				○	○													
34	文京地域生活支援 センターあかり	文京区千石4-27-12 水間ビル1階			○	○			○	○													
35	地域活動支援セン ターみんなの部屋	文京区関口3-16-15 カトリックセンター 地下1階							○	○													
36	児童発達支援 センター	文京区湯島4-7-10 教育センター内			○		○											○	○				
37	富坂子どもの家	文京区小石川 2-17-41																○	○				

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援地域移行・地域定着	障害児相談支援	一般相談支援	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	就労支援センター ^{※1}	就労定着支援 ^{※1}	地域生活支援拠点 ^{※1}
38	放課後等 デイサービス カリタス翼	文京区本駒込5-4-4 カトリック本郷教会 信徒会館4階																○				
39	未来教室	文京区小石川 2-6-5-201															○					
40	放課後等 デイサービス あんプラス江戸川橋	文京区関口1-48-6 日火江戸川橋ビル第2 201																○				
41	ドリームハウス Ⅲ・Ⅳ	文京区白山2-25-5		○																		
42	第六みずき寮	文京区西片1-3-8		○																		
43	エルムンド小石川	文京区小石川5-7-5		○																		
44	わかぎりの家	文京区春日2-19-3 北原ビル4、5階		○																		
45	陽だまりの郷	文京区小石川4-4-5		○																		
46	エルムンド千石	文京区千石2-33-17		○																		
47	発達支援ルーム ぽけっと	文京区小石川 5-38-2 クレストヒルズ小石川 2階															○	○				
48	ハッピーテラス 千駄木教室	文京区根津2-37-8 東急ドエル・アルス 根津102号																○				
49	あくせす	文京区大塚4-21-8			○	○																
50	サポートセンター いちよう	文京区本郷3-37-1 中村ビル2階			○																	
51	ふる里学舎大塚	文京区大塚4-50-1			○																	
52	ふる里学舎小石川	文京区小石川 3-30-6			○																	
53	指定特定相談支援 事業ふくろう	文京区弥生2-9-6			○																	

No	施設名	住所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援(地域移行・地域定着)	障害児相談支援	一般相談支援	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所	就労支援センター ^{※1}	就労定着支援 ^{※1}	地域生活支援拠点 ^{※1}
54	相談支援事業所 リリーフ	文京区湯島 3-20-9-401			○		○															
55	ホームいちよう	文京区内(※2)		○																		
56	第2ホームいちよう	文京区内(※2)		○																		
57	文京ホーム アンダンテ	文京区内(※2)		○																		
58	アンビション文京	文京区小石川2-6-5 小石川2丁目ビル 地下1階							○													
59	コペルプラス 千駄木	文京区千駄木 2-21-1 ANNEX-A103号室															○					
60	こみゆ動坂	文京区千駄木 4-8-14		○															○			
61	サンヴィレッジ 文京センター	文京区本駒込 3-20-3-7									○											
62	のんのハウス 千駄木	文京区内(※2)		○																		
63	ハッピーテラス 千駄木第二教室	文京区千駄木 2-7-12 千駄木今晚軒1-2階															○	○				
64	マインドサポート	文京区湯島2-4-3 ソフィアお茶の水 904			○																	
65	相談支援事業所 やえ	文京区向丘2-33-14			○		○															
66	生活介護 みらいコンパス根津	文京区根津2-14-11 Tツウィングビル3階								○												

※1 今回の計画から施設一覧に追加した事業になります。

※2 区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。

区内障害者 ・ 児施設マップ

(令和3年1月現在)





凡例

- 基：基幹相談支援センター
- ：グループホーム
- ▼：計画相談支援
- ◇：地域相談支援
(地域移行・地域定着)
- ▽：障害児相談支援
- ：一般相談支援
- ◆：地域活動支援センター
- ：生活介護
- ：就労移行支援
- ◎：就労継続支援A型
- ：就労継続支援B型
- ☆：自立訓練(生活訓練)
- ◆：施設入所支援
- ▲：児童発達支援
- △：放課後等デイサービス
- ∞：短期入所・日中短期入所
- ★：就労支援センター
- ◇：就労定着支援
- ：地域生活支援拠点

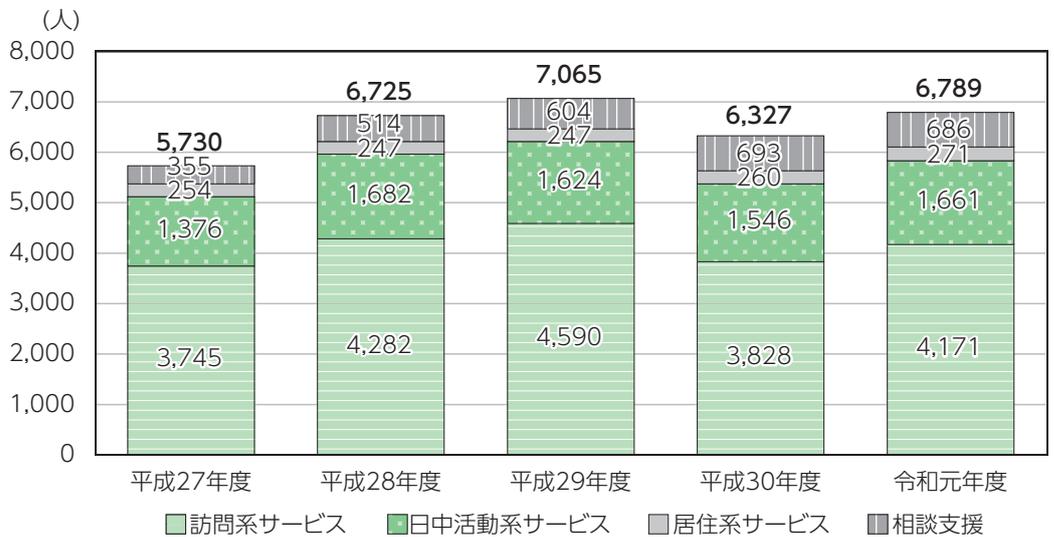
(2) 障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、令和元年度末現在6,789人で、4年前の平成27年度と比較すると、18.5%の増加となっています。利用サービスの中で最も多いのが、訪問系サービスの4,171人で全利用者の61.4%、次いで日中活動系サービスの1,661人(同24.5%)で、この両者で全体の85.9%を占めています。

4年前に比べ、特に利用者の伸びが大きいのは相談支援(指定特定相談支援など)となっており、平成27年度と比較すると1.9倍に増えていますが、平成30年度から令和元年度にかけて、減少に転じています。訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの利用者は、平成27年度から28年度にかけて増加したものの、その後はいずれも概ね横ばいの傾向にあります。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数】

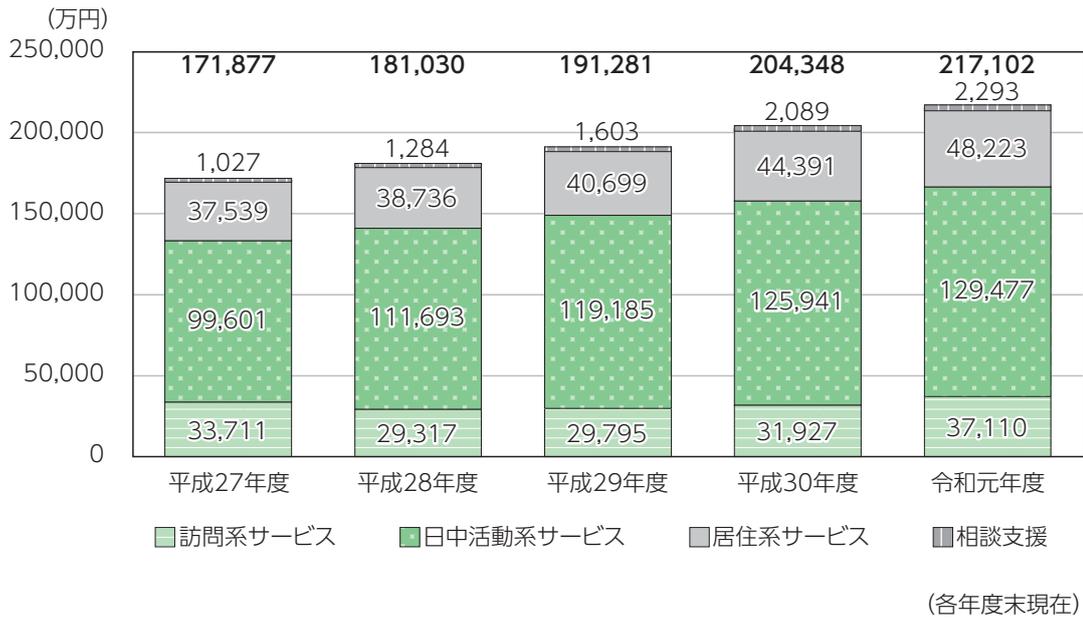


(各年度末現在)

○障害者総合支援法に基づく給付額

令和元年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、4年前の平成27年度と比較して26.3%の増加となり、給付額は21億7千万円を超えています。サービス別では、給付額が最も大きいのは日中活動系サービスで12億9,477万円、次いで居住系サービスの4億8,223万円、訪問系サービスの3億7,110万円、相談支援(指定特定相談支援など)の2,293万円となっています。この4年間の給付額の増加では、相談支援(指定特定相談支援など)が2.2倍に伸びています。次いで日中活動系サービスが30.0%の増加、居住系サービスが28.5%の増加、訪問系サービスは10.1%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく給付額】



○日常生活に必要な介助・支援(在宅の方) (実態・意向調査より)

令和元年度に実施した文京区障害者(児)実態・意向調査(以下「意向調査」という。)で、在宅の方に日常生活に必要な介助・支援をお聞きしたところ、全体としては「調理・掃除・洗濯等の家事」が28.0%と最も多く、次いで「区役所や事業所等の手続き」が24.9%、「日常の買い物」が22.6%と2割台で続きます。一方、「介助や支援は必要ない」は42.3%と4割を超えています。なお、障害別にみると、いずれの項目も知的障害の方が必要としている割合が最も高くなっています。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「調理・掃除・洗濯等の家事」と答えた方では、知的障害と並んで高次脳機能障害が61.3%と最も多く、次いで発達障害が50.0%と続きます。「区役所や事業所等の手続き」と答えた方では、知的障害が70.6%と最も多く、次いで高次脳機能障害が58.1%、音声・言語・そしゃく機能障害が48.3%と続きます。「日常の買い物」と答えた方では、知的障害が51.9%と最も多く、次いで高次脳機能障害が41.9%、視覚障害が41.4%と続きます。

【図表：日常生活に必要な介助・支援(在宅の方)】

	調理・掃除・洗濯等の家事	区役所や事業者などの手続き	日常の買い物	お金の管理	通院、通学・通勤	薬の管理	通院、通学・通勤以外の外出	代筆・代読
肢体不自由	42.6%	31.7%	36.4%	21.0%	27.2%	21.9%	25.4%	18.3%
音声・言語・そしゃく機能障害	41.4%	48.3%	39.1%	41.4%	34.5%	42.5%	36.8%	41.4%
視覚障害	35.9%	40.7%	41.4%	20.0%	31.7%	22.1%	37.9%	48.3%
聴覚・平衡機能障害	24.7%	25.9%	19.6%	13.3%	21.5%	19.6%	12.7%	17.1%
内部障害	26.0%	19.5%	22.5%	13.2%	18.9%	13.8%	16.5%	9.3%
知的障害	61.3%	70.6%	51.9%	69.8%	48.5%	56.2%	47.2%	50.6%
発達障害	50.0%	45.3%	36.7%	50.0%	30.0%	36.7%	32.0%	28.7%
精神障害	33.6%	24.0%	19.3%	22.4%	16.2%	21.9%	13.9%	8.5%
高次脳機能障害	61.3%	58.1%	41.9%	48.4%	25.8%	51.6%	25.8%	41.9%
難病(特定疾病)	17.2%	13.2%	15.5%	7.4%	10.6%	8.3%	9.7%	5.9%
その他	45.8%	37.5%	37.5%	37.5%	20.8%	29.2%	20.8%	16.7%
全体	28.0%	24.9%	22.6%	18.9%	18.4%	17.5%	16.6%	14.3%

○今後希望する生活(施設入所の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、施設入所の方に今後希望する生活をお聞きしたところ、全体としては「現在の施設で生活したい」が60.4%と約6割を占め最も多く、次いで「施設を退所して、家族や親族と生活したい」と「施設を退所して、独立して生活したい」がともに3.0%と続きます。一方、「わからない」は25.7%となっています。

項目別にみると、聴覚・平衡機能障害、内部障害、高次脳機能障害及び難病の方は、今後も「現在の施設で生活したい」との意向がいずれも100%と多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が80.0%、肢体不自由が77.4%、精神障害が71.4%と続きます。全体的に多くの方が今後も「現在の施設で生活したい」という意向でした。「わからない」と答えた方では、発達障害が33.3%と最も多く、次いで知的障害が27.8%。音声・言語・そしゃく機能障害が20.0%と続きます。(※施設入所の方への意向調査については、在宅の方と比較して回答数が少ないため、回答にやや偏りが見られます。)

【図表：今後希望する生活(施設入所の方)】

	現在の施設で生活したい	施設を退所して、家族や親族と生活したい	施設を退所して、独立して生活したい	施設を退所して、グループホームなどで生活したい	別の施設で暮らしたい	わからない
肢体不自由	77.4%	3.2%	0.0%	3.2%	0.0%	16.1%
音声・言語・そしゃく機能障害	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%
視覚障害	0.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%
聴覚・平衡機能障害	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内部障害	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
知的障害	57.0%	3.8%	3.8%	1.3%	2.5%	27.8%
発達障害	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	33.3%
精神障害	71.4%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%
高次脳機能障害	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
難病(特定疾病)	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	60.4%	3.0%	3.0%	1.0%	2.0%	25.7%

○地域で安心して暮らすために必要な施策(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「障害に対する理解の促進」が31.0%と3割を超えて最も多く、次いで「福祉・医療・介護との連携の充実」が28.8%、「経済的支援の充実」が28.5%、「医療やリハビリテーションの充実」が27.2%と続きます。(※回答は、あてはまるものを5つまで選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「障害に対する理解の促進」と答えた方では、発達障害が50.0%と最も多く、次いで精神障害が44.0%、高次脳機能障害が41.9%と続きます。「福祉・医療・介護との連携の充実」と答えた方では、その他を除くと難病が36.1%と最も多く、肢体不自由が33.4%と続きます。「経済的支援の充実」と答えた方では、精神障害が42.4%と最も多く、次いで発達障害が37.3%、難病が33.8%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策(在宅の方)】

	障害に対する理解の促進	福祉・医療・介護との連携の充実	経済的支援の充実	医療やリハビリテーションの充実	災害時支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	建物・道路等のバリアフリー化
肢体不自由	24.6%	33.4%	20.4%	47.0%	25.1%	6.2%	11.8%	27.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	39.1%	25.3%	14.9%	34.5%	17.2%	4.6%	19.5%	16.1%
視覚障害	35.9%	24.1%	17.2%	24.8%	26.9%	16.6%	13.8%	26.9%
聴覚・平衡機能障害	38.6%	32.3%	17.1%	28.5%	31.0%	13.3%	13.9%	8.2%
内部障害	22.8%	32.3%	23.4%	30.5%	23.1%	9.0%	13.5%	18.3%
知的障害	37.0%	25.5%	20.0%	12.8%	20.4%	24.3%	17.4%	8.1%
発達障害	50.0%	18.7%	37.3%	10.7%	15.3%	33.3%	26.0%	2.0%
精神障害	44.0%	20.7%	42.4%	16.7%	17.4%	26.6%	27.8%	4.9%
高次脳機能障害	41.9%	25.8%	29.0%	45.2%	9.7%	12.9%	19.4%	19.4%
難病(特定疾病)	23.6%	36.1%	33.8%	35.3%	21.8%	21.8%	15.8%	19.1%
その他	12.5%	41.7%	29.2%	16.7%	12.5%	12.5%	12.5%	8.3%
全体	31.0%	28.8%	28.5%	27.2%	21.0%	18.6%	17.7%	14.9%

■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・ 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等が提供されること
- ・ 支え手・受け手の垣根を越えた、地域共生社会の構築に向けた支援体制を整備すること
- ・ 障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤が整備されること
- ・ 障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスが提供されること
- ・ 障害福祉サービス等の安定的な質・量が確保されること

(3) 相談支援と権利擁護について

○困ったときの相談相手(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が77.4%と7割半ばを超え突出して多く、次いで「医療関係者(医師・歯科医師・看護師・医療相談士)」が42.4%、「友人・知人」が22.7%と続いており、それ以外の項目は概ね1割以下となっています。一方、「相談相手がいない」は3.4%となっています。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、精神障害を除く障害で7割以上の方が「家族や親族」と答えています。「医療関係者(医師・歯科医師・看護師・医療相談士)」と答えた方では、精神障害が54.8%と最も多く、次いで難病が52.3%、内部障害が50.3%と続きます。「友人・知人」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が29.9%と最も多く、次いで難病が29.0%、聴覚・平衡機能障害が25.9%と続きます。「利用している施設の職員・グループホームの世話人」と答えた方では、知的障害が43.0%と最も多く、次いで発達障害が26.7%、音声・言語・そしゃく機能障害が21.8%と続きます。「障害福祉課・予防対策課」と答えた方では、知的障害が18.3%と最も多く、次いで発達障害が16.7%、高次脳機能障害が16.1%と続きます。

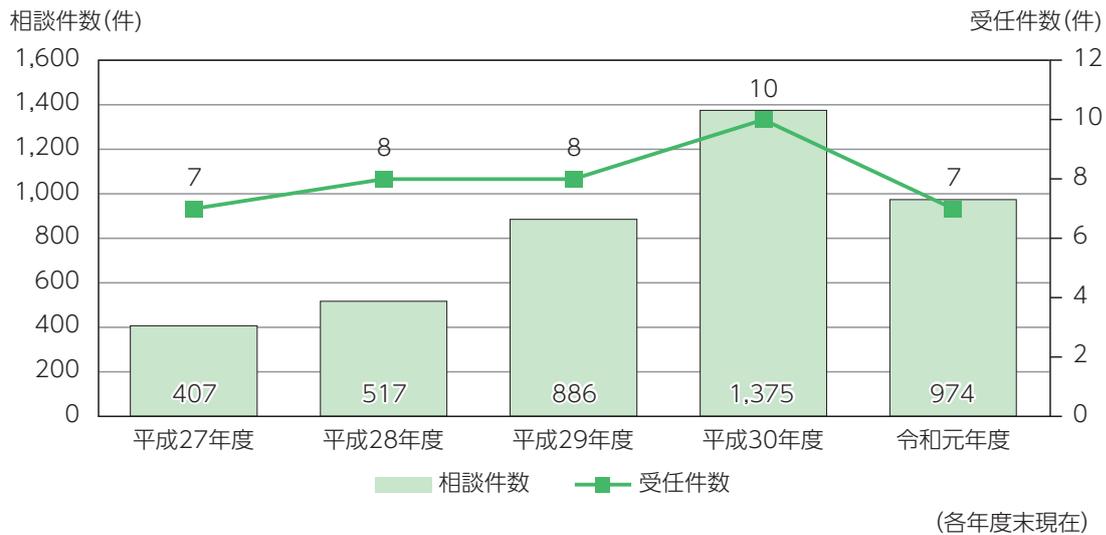
【図表：困ったときの相談相手(在宅の方)】

	家族や親族	医療関係者(医師・ 歯科医師・看護師・ 医療相談士)	友人・知人	利用している施設 の職員・グループ ホームの世話人	障害福祉課・ 予防対策課	ヘルパー等 福祉従事者	高齢者あんしん 相談センター	相談する相手 がない
肢体不自由	79.9%	38.8%	22.8%	11.8%	6.5%	14.5%	9.2%	3.3%
音声・言語・そ しゃく機能障害	81.6%	36.8%	29.9%	21.8%	12.6%	12.6%	10.3%	3.4%
視覚障害	76.6%	34.5%	25.5%	9.0%	11.7%	17.9%	5.5%	2.8%
聴覚・平衡機能 障害	81.0%	29.1%	25.9%	8.2%	10.8%	7.6%	12.7%	1.9%
内部障害	76.6%	50.3%	18.9%	6.0%	6.3%	8.1%	7.8%	4.5%
知的障害	83.0%	29.4%	8.1%	43.0%	18.3%	7.2%	0.9%	0.9%
発達障害	80.0%	44.7%	17.3%	26.7%	16.7%	3.3%	1.3%	4.0%
精神障害	67.8%	54.8%	24.5%	13.9%	12.5%	6.1%	2.1%	4.9%
高次脳機能障害	83.9%	45.2%	19.4%	16.1%	16.1%	19.4%	6.5%	3.2%
難病(特定疾病)	82.2%	52.3%	29.0%	4.5%	4.0%	5.1%	5.0%	3.1%
その他	75.0%	45.8%	12.5%	16.7%	4.2%	12.5%	0.0%	0.0%
全体	77.4%	42.4%	22.7%	10.9%	8.1%	7.1%	4.9%	3.4%

○成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会が行っている成年後見制度の相談件数は、令和元年度が974件となっています。4年前の平成27年度と比較すると、139.3%の増加(約2.4倍)となっています。相談件数は平成27年度以降増加傾向にありましたが、平成30年度の1,375件をピークに令和元年度にかけては減少に転じています。法人後見受任件数は令和元年度が7件で、平成27年度から概ね横ばいで推移しています。

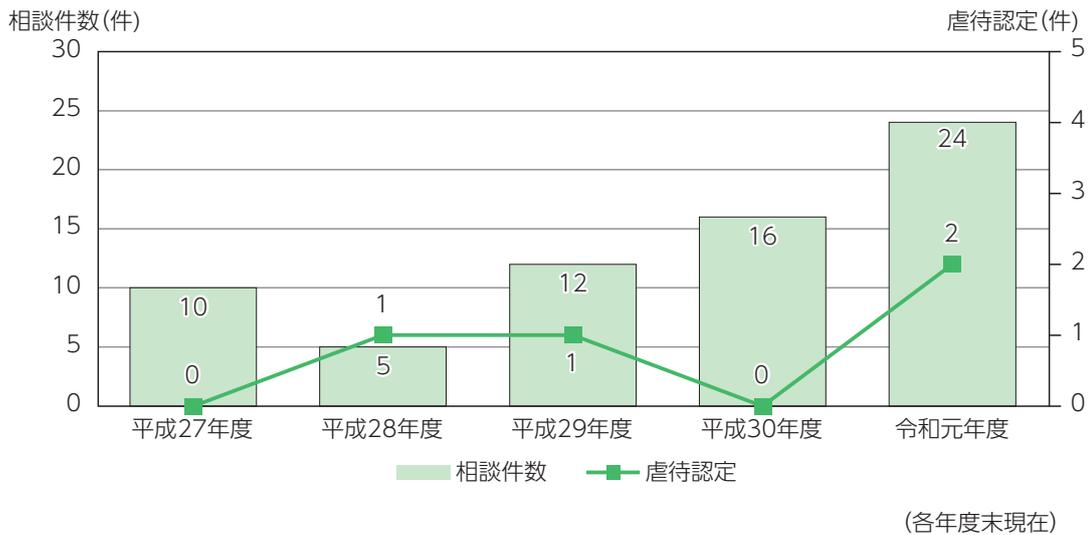
【図表：成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移】



○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待防止センター相談件数は、平成28年度には5件まで減少しましたが、その後は増加が続き、令和元年度は24件となっています。虐待認定件数は、平成27年度以降0～2件程度で推移しています。

【図表：障害者虐待防止センター相談件数の推移】



■相談支援と権利擁護における課題

- ・各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制が構築されること
- ・障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくりが進められること
- ・虐待を地域で防止するためのネットワークづくりが進められること
- ・障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発を行うこと
- ・障害者差別解消に向けた取組が推進されること

(4) 障害者の就労について

○仕事での困りごと(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に仕事での困りごとをお聞きしたところ、全体としては「仕事中の体調の変化に不安がある」が28.8%と3割近くで最も多く、次いで「調子が悪いときに休みがとりにくい」が18.5%、「賃金や待遇面で不満がある」が16.0%と続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「仕事中の体調の変化に不安がある」と答えた方では、精神障害が38.9%と最も多く、次いで難病が36.3%、内部障害が36.2%と続きます。「調子が悪いときに休みがとりにくい」と答えた方では、その他を除くと精神障害が25.0%と最も多く、次いで難病が21.9%と続きます。「賃金や待遇面で不満がある」と答えた方では、発達障害が33.9%と最も多く、精神障害が26.9%と続きます。「通勤が大変である」と答えた方では、難病が25.0%と最も多く、次いで視覚障害が24.2%、肢体不自由が23.7%と続きます。「職場の障害理解が不足している」と答えた方では、視覚障害が27.3%と最も多く、次いで難病が25.0%、聴覚・平衡機能障害が16.2%と続きます。

【図表：仕事での困りごと(在宅の方)】

	仕事 中の 体調の 変化に 不安が ある	調子 が悪い ときに 休みが とりに くい	賃金 や待遇 面で 不満が ある	通勤 が大変 である	職場 の障害 理解が 不足し ている	職場 に 相談で きる人 や 援助者 がない	能力に 応じた 評価、 昇進の 仕組 みがない	職場 の人間 関係が うまく いかない
肢体不自由	22.0%	18.6%	15.3%	23.7%	6.8%	5.1%	8.5%	1.7%
音声・言語・そ しゃく機能障害	9.1%	18.2%	0.0%	18.2%	0.0%	9.1%	18.2%	0.0%
視覚障害	21.2%	18.2%	21.2%	24.2%	27.3%	18.2%	12.1%	18.2%
聴覚・平衡機能 障害	18.9%	10.8%	13.5%	10.8%	16.2%	13.5%	10.8%	8.1%
内部障害	36.2%	20.2%	11.7%	16.0%	11.7%	8.5%	5.3%	1.1%
知的障害	6.0%	3.0%	10.4%	6.0%	9.0%	9.0%	3.0%	17.9%
発達障害	32.2%	15.3%	33.9%	15.3%	13.6%	16.9%	10.2%	28.8%
精神障害	38.9%	25.0%	26.9%	12.0%	13.0%	17.6%	18.5%	16.7%
高次脳機能障害	25.0%	0.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%
難病(特定疾病)	36.3%	21.9%	12.2%	14.8%	10.4%	8.1%	6.3%	4.8%
その他	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%
全体	28.8%	18.5%	16.0%	12.8%	11.6%	10.3%	8.9%	8.7%

○就労のために希望する支援(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に就労のために希望する支援をお聞きしたところ、全体としては「自分に合った仕事を見つける支援」が31.3%と3割を超えて最も多く、次いで「企業等における障害理解の推進」が29.1%、「就労に向けての相談支援」が26.3%と続きます。一方、「特になし」は18.5%と2割近くとなっています。なお、障害別にみると、いずれの項目も発達障害の方が必要としている割合が最も高くなっています。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「自分に合った仕事を見つける支援」と答えた方では、発達障害が55.3%と最も多く、次いで精神障害が43.3%、知的障害が41.7%と続きます。「企業等における障害理解の推進」と答えた方では、発達障害が53.3%と最も多く、次いで精神障害が38.4%、知的障害が32.3%と続きます。「就労に向けての相談支援」と答えた方では、発達障害が50.0%と最も多く、次いで精神障害が34.4%、知的障害が31.5%と続きます。

【図表：就労のために希望する支援(在宅の方)】

	自分に合った仕事 を見つける支援	企業等における 障害理解の推進	就労に向けての 相談支援	就労継続に向けて の相談支援	求職活動の支援	雇用 の推進 (1日2時間程度)	企業等での短時間 就労訓練の場 目的とした	自立や社会参加を 目指した	障害のある人が 働く企業等の見学
肢体不自由	19.2%	17.8%	20.1%	12.4%	11.8%	8.6%	8.3%	8.3%	
音声・言語・そ しゃく機能障害	23.0%	18.4%	20.7%	20.7%	10.3%	10.3%	12.6%	16.1%	
視覚障害	19.3%	28.3%	21.4%	13.1%	17.9%	7.6%	15.2%	15.2%	
聴覚・平衡機能 障害	26.6%	22.8%	19.6%	16.5%	12.7%	8.9%	8.9%	10.8%	
内部障害	21.9%	21.0%	17.7%	10.8%	12.0%	9.9%	7.5%	6.3%	
知的障害	41.7%	32.3%	31.5%	29.8%	15.7%	18.3%	20.0%	16.6%	
発達障害	55.3%	53.3%	50.0%	50.0%	30.0%	29.3%	30.0%	32.0%	
精神障害	43.3%	38.4%	34.4%	31.8%	26.8%	26.4%	20.5%	25.2%	
高次脳機能障害	38.7%	25.8%	22.6%	19.4%	6.5%	16.1%	22.6%	12.9%	
難病(特定疾病)	28.4%	31.8%	28.7%	21.0%	21.6%	19.3%	12.9%	6.8%	
その他	29.2%	12.5%	12.5%	12.5%	20.8%	4.2%	25.0%	8.3%	
全体	31.3%	29.1%	26.3%	20.6%	18.9%	15.7%	14.0%	13.2%	

■障害者の就労における課題

- ・ 本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援が行われること
- ・ 多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会が拡大されること
- ・ 障害者雇用に対する企業(働く現場の人)の理解と体制の整備が進むこと
- ・ 就労の促進及び継続・定着を支援するための方策を打ち出すこと
- ・ 福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組が推進されること

(5) 子どもの育ち及び家庭への支援について

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数

児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、令和元年度末現在9,368人で、4年前の平成27年度と比較すると、約2.2倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが9,033人で全利用者の96.4%、残りの335人(同3.6%)が障害児相談支援となっています。

この4年間増加傾向が続いているものの、平成30年度以降はその傾向が緩やかになり、平成30年度と令和元年度とを比較すると、障害児通所サービスが4.9%の増加、障害児相談支援が8.8%の増加に留まっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数】



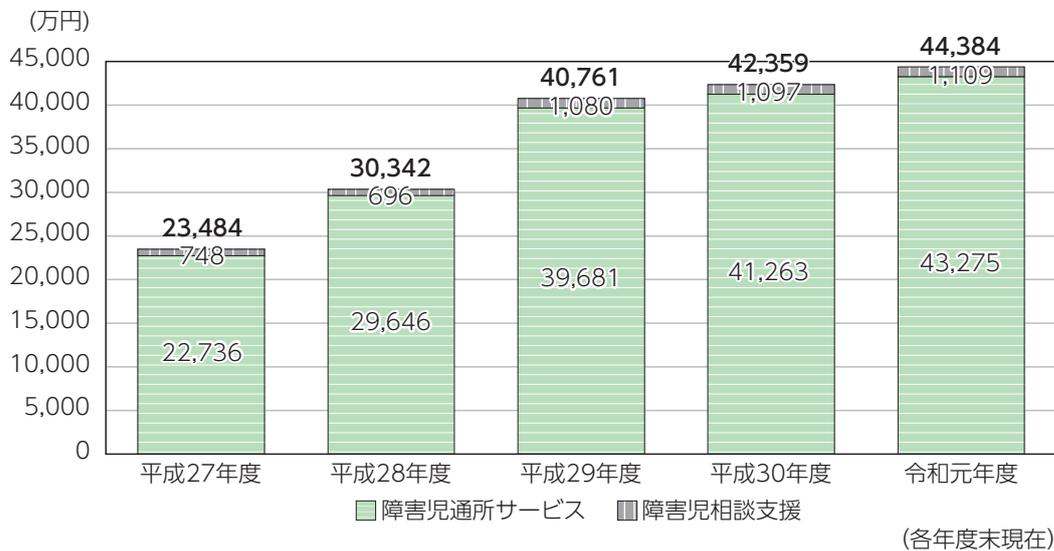
(各年度末現在)

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額

令和元年度における児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額は、4年前の平成27年度と比較すると約1.9倍に増加しており、給付額は4億4千万円を超えています。サービス別では、障害児通所サービスが4億3,275万円、障害児相談支援が1,109万円となっています。

この4年間増加傾向が続いているものの、平成29年度以降はその傾向が緩やかになり、平成29年度と令和元年度とを比較すると、障害児通所サービスが9.1%の増加、障害児相談支援が2.7%の増加に留まっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額】



○日常生活で困っていること(18歳未満の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、18歳未満の方に日常生活で困っていることをお聞きしたところ、全体としては「将来に不安を感じている」が51.2%と5割を超えて最も多く、次いで「障害のため、身の回りのことが十分できない」が36.3%、「友だちとの関係がうまくいかない」が35.2%と続きます。一方、「特にない」は18.5%と2割近くとなっています。なお、障害別では精神障害の全ての方が「将来に不安を感じている」、「友だちとの関係がうまくいかない」と答え、高次脳機能障害の全ての方が「障害のため、身の回りのことが十分できない」と答えています。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「将来に不安を感じている」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が78.9%、難病が71.4%と続きます。「障害のため、身の回りのことが十分できない」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が84.2%、精神障害が75.0%と続きます。「友だちとの関係がうまくいかない」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで発達障害が49.3%、聴覚・平衡機能障害が33.3%と続きます。(※18歳未満の方への意向調査については、障害の種別によって回答数が少ないものがあるため、回答にやや偏りが見られます。)

【図表：日常生活で困っていること(18歳未満の方)】

	将来に不安を感じている	障害のため、身の回りのことが十分できない	友だちとの関係がうまくいかない	緊急時の対応に不安がある	災害時の避難に不安がある	障害や病気に対する周りの理解がない	外出が大変である	生活にお金がかかることに不安がある
肢体不自由	63.6%	66.7%	6.1%	42.4%	48.5%	27.3%	54.5%	42.4%
音声・言語・そしゃく機能障害	78.9%	84.2%	31.6%	47.4%	47.4%	31.6%	52.6%	42.1%
視覚障害	53.3%	53.3%	20.0%	40.0%	46.7%	13.3%	40.0%	33.3%
聴覚・平衡機能障害	50.0%	33.3%	33.3%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%
内部障害	57.9%	31.6%	5.3%	26.3%	26.3%	15.8%	36.8%	26.3%
知的障害	56.9%	54.5%	30.9%	44.7%	43.1%	26.8%	35.0%	28.5%
発達障害	51.5%	32.4%	49.3%	31.6%	27.2%	28.7%	16.2%	18.4%
精神障害	100%	75.0%	100%	50.0%	25.0%	50.0%	25.0%	25.0%
高次脳機能障害	66.7%	100%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	33.3%
難病(特定疾病)	71.4%	57.1%	7.1%	50.0%	50.0%	21.4%	64.3%	64.3%
その他	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	40.0%	0.0%	20.0%	0.0%
全体	51.2%	36.3%	35.2%	32.8%	30.9%	25.0%	22.3%	20.7%

○地域で安心して暮らすために必要な施策(18歳未満の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、18歳未満の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「周囲の人の障害に対する理解の促進」が52.3%と最も多く、次いで「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」が52.0%、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が41.4%、「仕事を継続するための支援の充実」が30.1%と続きます。(※回答は、あてはまるものを5つまで選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「周囲の人の障害に対する理解の促進」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害、高次脳機能障害がともに66.7%、音声・言語・そしゃく機能障害が57.9%と続きます。「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」と答えた方では、その他を除くと、精神障害が75.0%と最も多く、発達障害が62.5%と続きます。「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」と答えた方では、精神障害が50.0%と最も多く、次いで知的障害が47.2%、発達障害が43.4%と続きます。(※18歳未満の方への意向調査については、障害の種別によって回答数が少ないものがあるため、回答にやや偏りが見られます。)

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策(18歳未満の方)】

	周囲の人の障害に対する理解の促進	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	経済的支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	医療やリハビリテーションの充実	趣味やスポーツ活動の充実
肢体不自由	27.3%	36.4%	15.2%	6.1%	39.4%	12.1%	39.4%	3.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	57.9%	26.3%	26.3%	26.3%	31.6%	10.5%	31.6%	26.3%
視覚障害	40.0%	33.3%	26.7%	26.7%	40.0%	13.3%	26.7%	13.3%
聴覚・平衡機能障害	66.7%	50.0%	16.7%	50.0%	33.3%	33.3%	16.7%	0.0%
内部障害	47.4%	26.3%	21.1%	21.1%	31.6%	10.5%	31.6%	21.1%
知的障害	55.3%	39.8%	47.2%	36.6%	30.9%	10.6%	17.9%	22.0%
発達障害	53.7%	62.5%	43.4%	33.8%	22.8%	30.9%	19.9%	17.6%
精神障害	100%	75.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%
高次脳機能障害	66.7%	33.3%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	33.3%	33.3%
難病(特定疾病)	35.7%	21.4%	14.3%	14.3%	35.7%	14.3%	28.6%	0.0%
その他	40.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%	20.0%
全体	52.3%	52.0%	41.4%	30.1%	25.0%	23.0%	21.1%	18.4%

■子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ること
- ・子どもの成長段階に応じた適切な支援・情報が提供されること
- ・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援が受けられること
- ・障害のあるなしにかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりが進むこと
- ・障害のある子どもの居場所対策が推進されること
- ・医療的ケア児への支援体制を強化すること

(6) バリアフリー(ソフト・ハード)の推進について

○外出時の困りごと(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「疲れたときの休憩所」が26.9%と2割半ばを超えて最も多く、次いで「スマホのながら歩きに危険を感じる」が25.6%、「建物の段差や階段」が24.4%、「歩道の段差や傾斜」が24.2%、「自動車・自転車に危険を感じる」が23.4%と2割半ば前後で続きます。なお、障害別では、視覚障害の半数以上の方が「建物の段差や階段」、「歩道の段差や傾斜」、「自動車・自転車に危険を感じる」と答えています。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「疲れたときの休憩所」と答えた方では、高次脳機能障害が38.7%と最も多く、次いで肢体不自由が35.2%、精神障害が32.2%と続きます。「スマホのながら歩きに危険を感じる」と答えた方では、視覚障害が42.8%と最も多く、次いでその他が33.3%、肢体不自由が33.1%と続きます。「建物の段差や階段」と答えた方では、視覚障害が51.7%と最も多く、次いで肢体不自由が43.5%、高次脳機能障害が41.9%と続きます。「歩道の段差や傾斜」と答えた方では、視覚障害が53.8%と最も多く、次いで肢体不自由が49.1%、高次脳機能障害が41.9%と続きます。

【図表：外出時の困りごと(在宅の方)】

	疲れたときの 休憩場所	スマホの ながら歩きに 危険を感じる	建物の 段差や階段	歩道の 段差や傾斜	自動車・自転車に 危険を感じる	駅構内の移動や 乗り換え	トイレの利用	外出するのに 支援が必要である
肢体不自由	35.2%	33.1%	43.5%	49.1%	27.5%	29.3%	22.2%	19.8%
音声・言語・そ しゃく機能障害	26.4%	24.1%	32.2%	28.7%	19.5%	23.0%	25.3%	29.9%
視覚障害	26.9%	42.8%	51.7%	53.8%	51.0%	29.0%	22.1%	34.5%
聴覚・平衡機能 障害	25.3%	27.2%	22.8%	28.5%	33.5%	17.7%	10.8%	12.7%
内部障害	29.6%	23.4%	29.9%	30.5%	22.5%	12.6%	15.3%	11.1%
知的障害	18.7%	17.4%	16.6%	14.9%	21.3%	16.2%	15.3%	38.7%
発達障害	22.0%	18.0%	8.7%	8.0%	25.3%	15.3%	13.3%	24.0%
精神障害	32.2%	21.4%	13.9%	11.5%	17.6%	10.8%	12.9%	10.1%
高次脳機能障害	38.7%	19.4%	41.9%	41.9%	32.3%	19.4%	22.6%	22.6%
難病(特定疾病)	28.7%	25.2%	25.2%	24.9%	21.1%	13.7%	15.8%	9.2%
その他	25.0%	33.3%	41.7%	41.7%	20.8%	25.0%	25.0%	20.8%
全体	26.9%	25.6%	24.4%	24.2%	23.4%	15.4%	14.7%	13.6%

○外出時の困りごと(18歳未満の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、18歳未満の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「外出するのに支援が必要である」が37.9%と3割を超えて最も多く、次いで「駅構内の移動や乗り換え」が27.0%、「トイレの利用」が22.3%、「バスやタクシーの利用」が20.7%と2割台で続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「外出するのに支援が必要である」と答えた方では、高次脳機能障害が66.7%と最も多く、次いで難病が64.3%、知的障害が59.3%と続きます。「駅構内の移動や乗り換え」と答えた方では、視覚障害が60.0%と最も多く、次いで肢体不自由が51.5%、精神障害、難病がともに50.0%と続きます。「トイレの利用」と答えた方では、視覚障害が60.0%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が52.6%、難病が50.0%と続きます。(※18歳未満の方への意向調査については、障害の種別によって回答数が少ないものがあるため、回答にやや偏りが見られます。)

【図表：外出時の困りごと(18歳未満の方)】

	外出するのに 支援が必要である	駅構内の移動や 乗り換え	トイレの利用	バスやタクシーの 利用	周囲の人の理解や 配慮がない	休憩場所 疲れたときの	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段
肢体不自由	57.6%	51.5%	48.5%	45.5%	18.2%	24.2%	45.5%	45.5%
音声・言語・そ しゃく機能障害	57.9%	36.8%	52.6%	47.4%	31.6%	42.1%	36.8%	21.1%
視覚障害	46.7%	60.0%	60.0%	40.0%	13.3%	26.7%	40.0%	26.7%
聴覚・平衡機能 障害	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%
内部障害	31.6%	31.6%	42.1%	26.3%	0.0%	31.6%	26.3%	21.1%
知的障害	59.3%	37.4%	31.7%	27.6%	22.0%	18.7%	15.4%	12.2%
発達障害	29.4%	16.9%	16.9%	17.6%	19.9%	16.9%	3.7%	4.4%
精神障害	50.0%	50.0%	25.0%	25.0%	25.0%	50.0%	25.0%	25.0%
高次脳機能障害	66.7%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%	66.7%	33.3%	33.3%
難病(特定疾病)	64.3%	50.0%	50.0%	35.7%	35.7%	21.4%	35.7%	50.0%
その他	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	37.9%	27.0%	22.3%	20.7%	19.5%	18.0%	12.5%	11.7%

○合理的配慮に必要なこと(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が30.2%と約3割で最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が25.6%、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」が23.6%で続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、発達障害が47.3%と最も多く、次いで知的障害が38.7%、精神障害が34.6%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、発達障害が48.0%と最も多く、次いで知的障害が31.9%、精神障害が28.9%と続きます。「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」と答えた方では、視覚障害が33.8%と最も多く、次いで肢体不自由が32.0%、聴覚・平衡機能障害が29.7%と続きます。「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が33.5%と最も多く、次いで視覚障害が31.7%、発達障害が30.0%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと(在宅の方)】

	合理的配慮事例の周知・啓発	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	障害当事者等を講師とした研修・講演
肢体不自由	25.1%	20.1%	32.0%	16.6%	12.7%	9.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	27.6%	17.2%	26.4%	19.5%	16.1%	9.2%
視覚障害	30.3%	24.8%	33.8%	31.7%	13.1%	17.9%
聴覚・平衡機能障害	20.3%	19.0%	29.7%	33.5%	16.5%	14.6%
内部障害	26.6%	21.0%	23.4%	14.7%	11.7%	8.7%
知的障害	38.7%	31.9%	19.6%	23.4%	22.1%	17.9%
発達障害	47.3%	48.0%	26.0%	30.0%	30.0%	25.3%
精神障害	34.6%	28.9%	16.0%	17.9%	21.4%	21.2%
高次脳機能障害	29.0%	22.6%	25.8%	6.5%	22.6%	12.9%
難病(特定疾病)	32.5%	28.2%	27.6%	22.3%	14.9%	13.0%
その他	20.8%	16.7%	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%
全体	30.2%	25.6%	23.6%	20.7%	16.5%	14.6%

○合理的配慮に必要なこと(18歳未満の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、18歳未満の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が57.0%と5割半ばを超えて最も多く、次いで「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」が31.3%で続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、精神障害が100%と最も多く、次いで聴覚・平衡機能障害が83.3%、内部障害が63.2%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、高次脳機能障害が66.7%と最も多く、次いで内部障害が63.2%、知的障害が56.1%と続きます。「筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が83.3%と最も多く、次いで視覚障害、知的障害、高次脳機能障害がともに33.3%と続きます。(※18歳未満の方への意向調査については、障害の種別によって回答数が少ないものがあるため、回答にやや偏りが見られます。)

【図表：合理的配慮に必要なこと(18歳未満の方)】

	合理的配慮事例の周知・啓発	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	合理的配慮に関する講演・セミナーの開催	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修・講演
肢体不自由	42.4%	36.4%	21.2%	9.1%	57.6%	18.2%
音声・言語・そしゃく機能障害	52.6%	47.4%	31.6%	26.3%	42.1%	31.6%
視覚障害	33.3%	46.7%	33.3%	6.7%	33.3%	13.3%
聴覚・平衡機能障害	83.3%	50.0%	83.3%	50.0%	66.7%	66.7%
内部障害	63.2%	63.2%	26.3%	10.5%	21.1%	15.8%
知的障害	62.6%	56.1%	33.3%	31.7%	24.4%	27.6%
発達障害	60.3%	41.2%	30.9%	30.9%	22.1%	22.8%
精神障害	100%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
高次脳機能障害	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	66.7%	33.3%
難病(特定疾病)	50.0%	35.7%	28.6%	7.1%	57.1%	21.4%
その他	40.0%	40.0%	0.0%	0.0%	20.0%	40.0%
全体	57.0%	45.7%	31.3%	28.1%	27.3%	24.2%

■バリアフリー(ソフト・ハード)の推進における課題

- ・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化を進め、使いやすさを向上させること
- ・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供が行われること
- ・学校や職場、地域等での障害者に対する理解が進むこと
- ・障害者の地域社会等への参加の支援を推進すること

(7)防災・災害対策について

○災害発生時の困りごと(在宅の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が47.3%と4割半ばを超えて最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が33.6%、「一人では避難できない」が23.5%、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が23.4%と続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」と答えた方では、難病が62.5%と最も多く、次いで精神障害が60.0%、内部障害が57.5%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、その他を除くと発達障害が48.7%と最も多く、知的障害が46.0%と続きます。「一人では避難できない」と答えた方では、知的障害が51.5%と最も多く、次いで視覚障害が46.2%、音声・言語・そしゃく機能障害が44.8%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、発達障害が51.3%と最も多く、次いで知的障害が42.1%、精神障害が36.2%と続きます。「避難所の場所がわからない」と答えた方は比較的少ない中で、知的障害、高次脳機能障害がともに22.6%と最も多く、次いで発達障害が20.0%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと(在宅の方)】

	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安	一人では避難できない	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	避難所の設備が障害に対応しているか不安	助けを求める方法がわからない	災害の情報を知らない方法がわからない	避難所の場所がわからない
肢体不自由	38.2%	35.5%	40.5%	21.6%	34.3%	14.8%	10.4%	12.7%
音声・言語・そしゃく機能障害	39.1%	34.5%	44.8%	26.4%	26.4%	20.7%	17.2%	14.9%
視覚障害	27.6%	37.2%	46.2%	21.4%	31.7%	26.2%	24.1%	17.9%
聴覚・平衡機能障害	27.8%	30.4%	28.5%	13.9%	20.9%	15.2%	25.3%	14.6%
内部障害	57.5%	29.9%	21.6%	15.3%	18.0%	12.9%	9.0%	9.6%
知的障害	28.9%	46.0%	51.5%	42.1%	30.2%	32.3%	29.4%	22.6%
発達障害	37.3%	48.7%	30.7%	51.3%	28.7%	32.0%	24.0%	20.0%
精神障害	60.0%	36.5%	19.5%	36.2%	19.5%	20.0%	14.8%	17.9%
高次脳機能障害	38.7%	29.0%	38.7%	16.1%	29.0%	19.4%	16.1%	22.6%
難病(特定疾病)	62.5%	33.8%	14.4%	17.0%	17.5%	7.9%	6.1%	6.8%
その他	41.7%	54.2%	29.2%	20.8%	20.8%	20.8%	8.3%	12.5%
全体	47.3%	33.6%	23.5%	23.4%	21.3%	15.5%	13.2%	12.6%

○災害発生時の困りごと(18歳未満の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、18歳未満の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「一人では避難できない」が52.7%と5割を超えて最も多く、次いで「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が46.1%、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が45.7%と4割台で続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「一人では避難できない」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が78.9%、精神障害が75.0%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、発達障害が58.8%と最も多く、次いで知的障害が52.8%、精神障害が50.0%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が83.3%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が68.4%、視覚障害が66.7%と続きます。「災害の情報を知る方法がわからない」と答えた方は比較的少ない中で、視覚障害が20.0%と最も多く、次いで知的障害が18.7%と続きます。(※18歳未満の方への意向調査については、障害の種別によって回答数が少ないものがあるため、回答にやや偏りが見られます。)

【図表：災害発生時の困りごと(18歳未満の方)】

	一人では 避難できない	避難所で他の人と 一緒に過ごすのが 難しい	避難所で必要な 支援が受けられる か不安	避難所の設備が 障害に対応して いるか不安	助けを求める 方法がわからない	助けを求める 方法がわからない	助けを求める 方法がわからない	助けを求める 方法がわからない	災害の情報を知る 方法がわからない
肢体不自由	69.7%	24.2%	63.6%	66.7%	21.2%	51.5%	21.2%	3.0%	
音声・言語・そ しゃく機能障害	78.9%	47.4%	68.4%	68.4%	36.8%	47.4%	31.6%	10.5%	
視覚障害	53.3%	40.0%	66.7%	46.7%	26.7%	20.0%	33.3%	20.0%	
聴覚・平衡機能 障害	50.0%	0.0%	83.3%	33.3%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%	
内部障害	57.9%	15.8%	57.9%	42.1%	15.8%	68.4%	5.3%	5.3%	
知的障害	67.5%	52.8%	52.0%	39.8%	33.3%	28.5%	21.1%	18.7%	
発達障害	47.8%	58.8%	41.9%	30.1%	23.5%	19.1%	19.1%	14.7%	
精神障害	75.0%	50.0%	25.0%	50.0%	50.0%	50.0%	75.0%	0.0%	
高次脳機能障害	100%	33.3%	0.0%	33.3%	66.7%	66.7%	0.0%	0.0%	
難病(特定疾病)	64.3%	35.7%	64.3%	71.4%	14.3%	64.3%	21.4%	0.0%	
その他	40.0%	20.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	
全体	52.7%	46.1%	45.7%	31.3%	25.8%	25.8%	16.8%	14.1%	

○災害に対する備え(在宅の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に災害に対する備えをお聞きしたところ、全体としては「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」が37.3%と3割半ばを超えて最も多く、次いで「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」が27.6%、「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が22.2%と2割を超えて続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

項目別にみると、「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」と答えた方では、視覚障害が51.0%と最も多く、次いで難病が46.5%、聴覚・平衡機能障害が39.9%と続きます。「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」と答えた方では、難病が40.6%と最も多く、次いで内部障害が36.8%、高次脳機能障害が29.0%と続きます。「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」と答えた方では、発達障害が27.3%と最も多く、次いで視覚障害が26.9%、知的障害が26.4%と続きます。

【図表：災害に対する備え(在宅の方)】

	非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている	疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	家具に転倒防止器具を取り付けている	文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している
肢体不自由	35.5%	27.2%	18.6%	24.6%	20.1%
音声・言語・そしゃく機能障害	27.6%	18.4%	9.2%	18.4%	19.5%
視覚障害	51.0%	25.5%	26.9%	24.8%	28.3%
聴覚・平衡機能障害	39.9%	16.5%	22.8%	24.1%	12.7%
内部障害	38.9%	36.8%	21.3%	20.4%	8.7%
知的障害	36.6%	16.2%	26.4%	21.3%	28.1%
発達障害	38.7%	20.7%	27.3%	17.3%	16.7%
精神障害	28.2%	23.1%	17.4%	15.8%	4.7%
高次脳機能障害	25.8%	29.0%	25.8%	16.1%	16.1%
難病(特定疾病)	46.5%	40.6%	23.6%	21.3%	6.3%
その他	41.7%	25.0%	12.5%	12.5%	16.7%
全体	37.3%	27.6%	22.2%	19.9%	10.5%

○災害に対する備え(18歳未満の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、18歳未満の方に災害に対する備えをお聞きしたところ、全体としては「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」が55.9%と5割半ばを超えて最も多く、次いで「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」が30.9%、「家具に転倒防止器具を取り付けている」が24.2%と続きます。(※回答は、あてはまるものをすべて選択いただいたため、合計値が100%とはなっていません。)

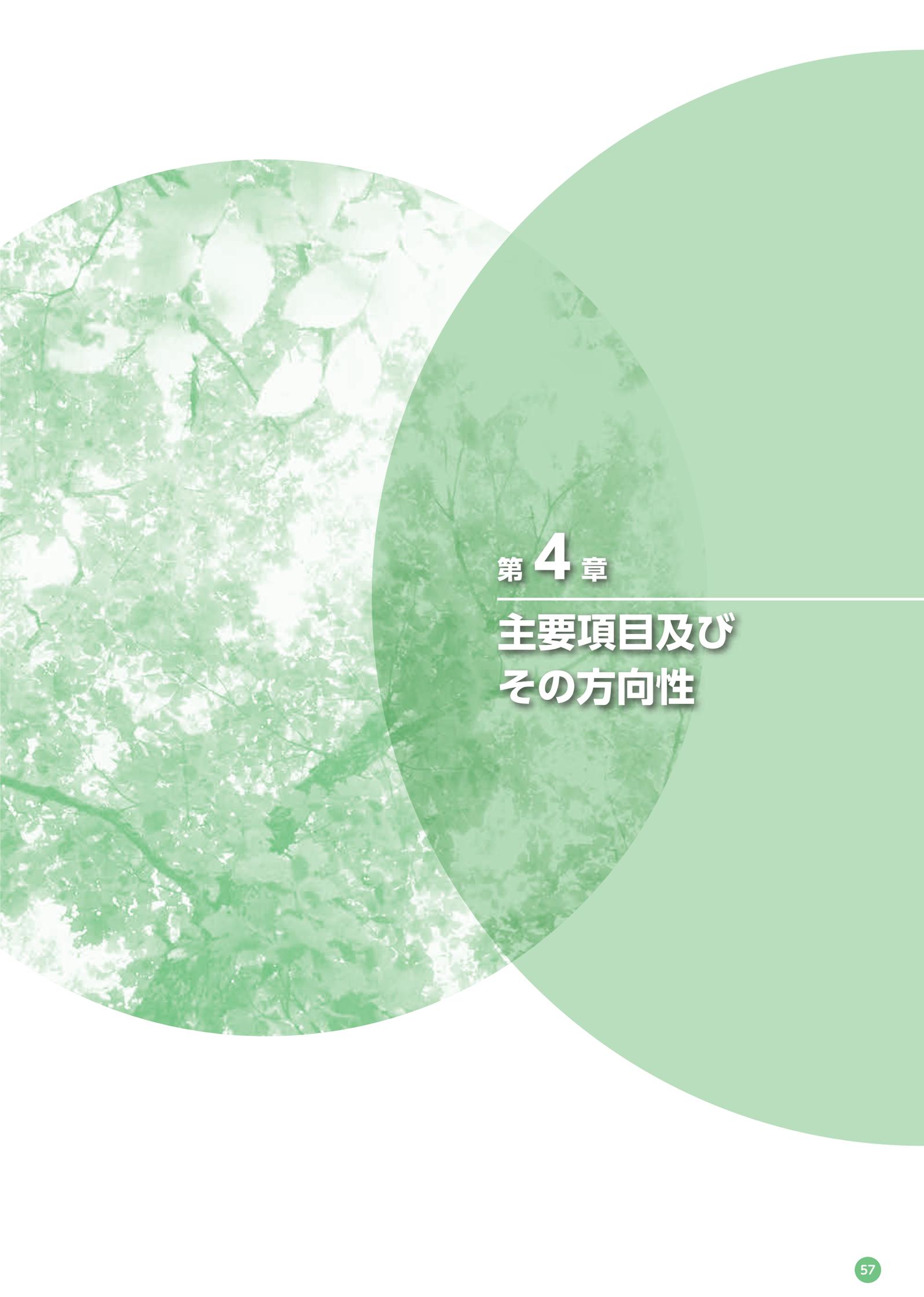
項目別にみると、「非常持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」と答えた方では、高次脳機能障害が100%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が73.7%、難病が71.4%と続きます。「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」と答えた方では、視覚障害が46.7%と最も多く、次いで知的障害、高次脳機能障害がともに33.3%と続きます。「家具に転倒防止器具を取り付けている」と答えた方では、高次脳機能障害が66.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が36.8%、難病が35.7%と続きます。「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」と答えた方では、難病が64.3%と最も多く、次いで内部障害が57.9%、肢体不自由が36.4%と続きます。「文京区の『避難行動要支援者名簿』に登録している」と答えた方では、精神障害が50.0%と最も多く、次いで肢体不自由が45.5%、難病が42.9%と続きます。(※18歳未満の方への意向調査については、障害の種別によって回答数が少ないものがあるため、回答にやや偏りが見られます。)

【図表：災害に対する備え(18歳未満の方)】

	非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている	日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	家具に転倒防止器具を取り付けている	疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している
肢体不自由	66.7%	27.3%	30.3%	36.4%	45.5%
音声・言語・そしゃく機能障害	73.7%	21.1%	36.8%	21.1%	42.1%
視覚障害	46.7%	46.7%	20.0%	20.0%	33.3%
聴覚・平衡機能障害	66.7%	16.7%	33.3%	0.0%	16.7%
内部障害	68.4%	26.3%	21.1%	57.9%	10.5%
知的障害	58.5%	33.3%	32.5%	22.0%	29.3%
発達障害	53.7%	30.1%	25.7%	14.7%	12.5%
精神障害	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	50.0%
高次脳機能障害	100.0%	33.3%	66.7%	33.3%	33.3%
難病(特定疾病)	71.4%	21.4%	35.7%	64.3%	42.9%
その他	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	55.9%	30.9%	24.2%	19.1%	18.0%

■防災・災害における課題

- ・ 発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制が強化されること
- ・ 障害特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備が進むこと
- ・ 要援護者情報の充実を図ること



第 4 章

主要項目及び
その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について、それぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備を進め、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)が定める雇用率(法定雇用率)の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、就業先である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

(4)子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などの子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、様々な経験とともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

(5)ひとにやさしいまちづくりの推進

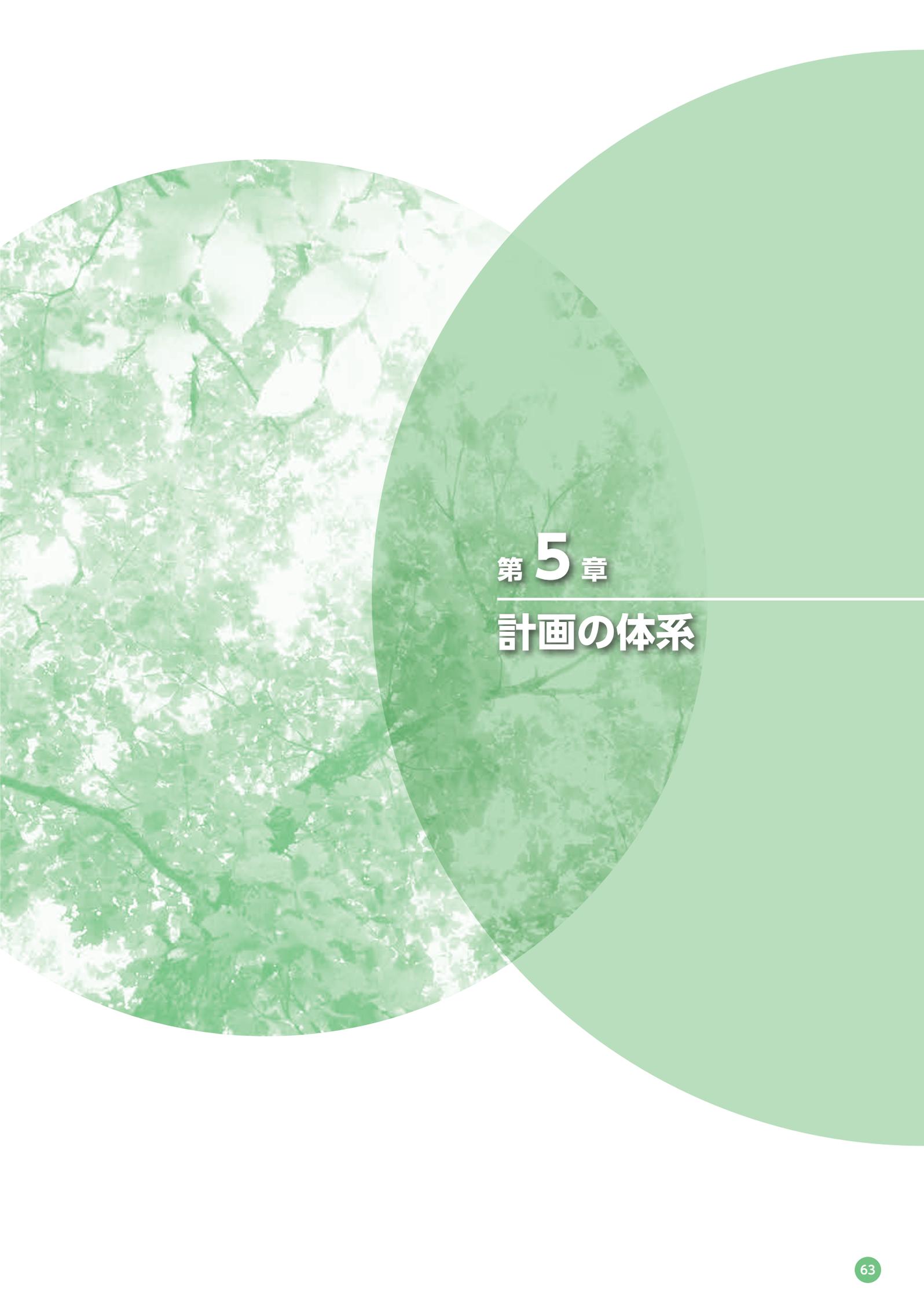
障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や新たな感染症の拡大時等の緊急事態における支援体制を充実させていきます。



第 5 章

計画の体系

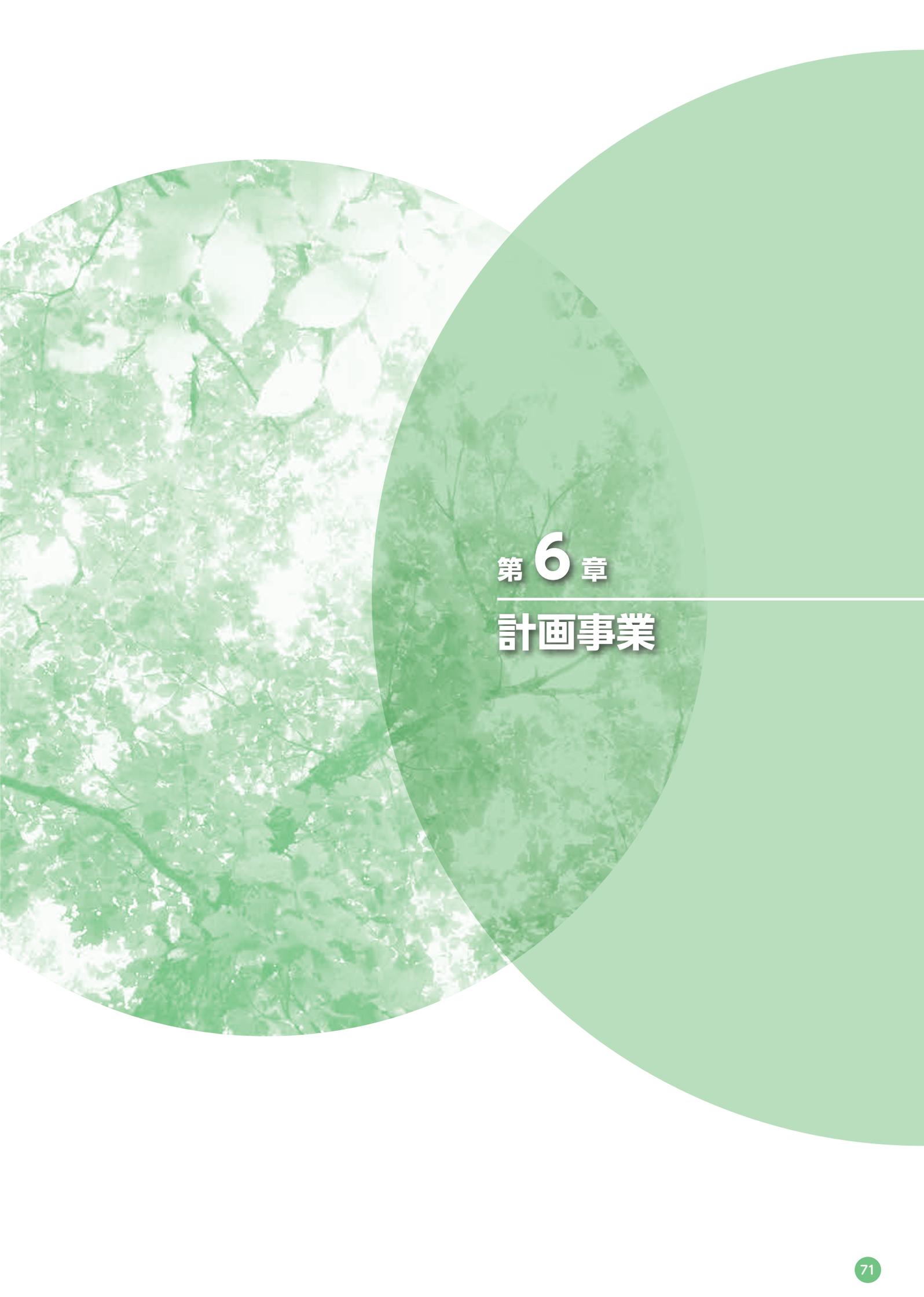
1 自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
2 事業者への 支援・指導	(1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進	▶	▶	▶	▶
	2 障害福祉サービス等の質の向上◆	▶	▶	▶	▶
	(3) 障害者施設職員等の育成・確保	▶	▶	▶	▶
	(4) 障害福祉サービス等事業者との連携	▶	▶	▶	▶
3 生活の場の 確保	1 グループホームの拡充	▶	▶	▶	▶
	2 共同生活援助(グループホーム)◆	▶	▶	▶	▶
	3 施設入所支援◆	▶	▶	▶	▶
	4 自立生活援助◆	▶	▶	▶	▶
	(5) 居住支援の推進	▶	▶	▶	▶
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆	▶	▶	▶	▶
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	▶	▶	▶	▶
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆	▶	▶	▶	▶
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化	▶	▶	▶	▶
	5 地域移行支援◆	▶	▶	▶	▶
	6 地域定着支援◆	▶	▶	▶	▶
	7 退院後支援事業	▶	▶	▶	▶
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業	▶	▶	▶	▶
	2 地域活動支援センター◆	▶	▶	▶	▶
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆	▶	▶	▶	▶
	4 難病リハビリ教室	▶	▶	▶	▶
6 保健・医療 サービスの充実	(1) 自立支援医療	▶	▶	▶	▶
	(2) 難病医療費助成	▶	▶	▶	▶
	(3) 障害者(児)歯科診療事業	▶	▶	▶	▶
	(4) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業	▶	▶	▶	▶
	5 精神保健・難病相談	▶	▶	▶	▶
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給	▶	▶	▶	▶
	(2) 児童育成手当(障害手当)の支給	▶	▶	▶	▶
	(3) 利用者負担の軽減	▶	▶	▶	▶

2 相談支援の充実と権利擁護の推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	(1) 総合的な相談支援体制の構築	▶	▶	▶	▶
	2 計画相談支援◆	▶	▶	▶	▶
	3 地域移行支援◆ 【1-4-5再掲】	▶	▶	▶	▶
	4 地域定着支援◆ 【1-4-6再掲】	▶	▶	▶	▶
	5 相談支援事業◆	▶	▶	▶	▶
	6 地域自立支援協議会の運営	▶	▶	▶	▶
	(7) 障害者基幹相談支援センターの運営	▶	▶	▶	▶
	(8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	▶	▶	▶	▶
	(9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実	▶	▶	▶	▶
	10 地域安心生活支援事業 保2-3-2	▶	▶	▶	▶
	(11) 意思決定支援の在り方の検討	▶	▶	▶	▶
	12 小地域福祉活動の推進 地1-1-1	▶	▶	▶	▶
	(13) 民生委員・児童委員による相談援助活動 【5-6-5再掲】	▶	▶	▶	▶
	14 地域生活支援拠点の整備 【1-1-20再掲】	▶	▶	▶	▶
	15 文京区版ひきこもり総合対策 地2-1-10	▶	▶	▶	▶
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地2-3-1	▶	▶	▶	▶
	2 法人後見の受任 地2-3-5	▶	▶	▶	▶
	3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 地2-3-6	▶	▶	▶	▶
	4 成年後見制度利用支援事業 地2-3-4	▶	▶	▶	▶
	(5) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	▶	▶	▶	▶
	(6) 障害者・児虐待防止対策支援事業	▶	▶	▶	▶
	7 障害者差別解消支援地域協議会の運営	▶	▶	▶	▶

3 安心して働き続けられる就労支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 障害者就労支援の充実	▶	▶	▶	▶
	(2) 就労支援ネットワークの構築・充実	▶	▶	▶	▶
	3 就労促進助成事業	▶	▶	▶	▶
2 職場定着支援の 推進	1 就業先企業への支援	▶	▶	▶	▶
	2 安定した就業継続への支援	▶	▶	▶	▶
	(3) 就労者への余暇支援	▶	▶	▶	▶
	4 就労定着支援◆ 【3-3-4再掲】	▶	▶	▶	▶
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆	▶	▶	▶	▶
	2 就労移行支援◆	▶	▶	▶	▶
	3 就労継続支援(A型・B型)◆	▶	▶	▶	▶
	4 就労定着支援◆	▶	▶	▶	▶
	(5) 福祉的就労の充実	▶	▶	▶	▶
	(6) 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進	▶	▶	▶	▶
	7 日中活動系サービス施設の整備 【1-1-19再掲】	▶	▶	▶	▶
4 就労機会の拡大	(1) 区の業務における就労機会の拡大	▶	▶	▶	▶
	(2) 障害者雇用の普及・啓発	▶	▶	▶	▶
	(3) 地域雇用開拓の促進	▶	▶	▶	▶

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保1-4-2	▶			
	2 発達健康診査	▶			
	(3) 総合相談室の充実	▶			
	(4) 発達に関する情報の普及啓発	▶			
	(5) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【1-6-4再掲】	▶			
2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化	1 児童発達支援センターの運営	▶			
	(2) 多様な機関の連携による切れ目のない支援	▶			
	3 医療的ケア児支援体制の構築◆	▶			
	4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置◆	▶			
	(5) 個別の教育支援計画の作成	▶			
	(6) 専門家アウトリーチ型支援	▶			
	7 障害児相談支援◆	▶			
	8 医療的ケア児在宅レスパイト事業	▶			
	9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討◆	▶			
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援◆	▶			
	2 医療型児童発達支援◆	▶			
	3 居宅訪問型児童発達支援◆	▶			
	4 保育所等訪問支援◆	▶			
	5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【4-5-8再掲】	▶			
	6 保育園障害児保育	▶			
	7 幼稚園特別保育	▶			
	8 就学前相談体制の充実	▶			
	(9) 総合相談室の充実【4-1-3再掲】	▶			
	(10) 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】	▶			
	11 障害児通所支援事業所の整備	▶			
4 学齢期の支援	(1) 総合相談室の充実【4-1-3再掲】	▶			
	2 特別支援教育の充実		▶		
	(3) 育成室の障害児保育		▶		
	(4) 個に応じた指導の充実		▶		
	(5) 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】	▶			
	6 放課後等デイサービス◆		▶		
	7 居宅訪問型児童発達支援【4-3-3再掲】	▶			
	8 障害児通所支援事業所の整備【4-3-11再掲】	▶			
5 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園障害児保育【4-3-6再掲】	▶			
	2 幼稚園特別保育【4-3-7再掲】	▶			
	(3) 育成室の障害児保育【4-4-3再掲】		▶		
	(4) ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)	▶			
	(5) 子育てひろば	▶			
	(6) 児童館	▶			
	(7) b-lab(文京区青少年プラザ)		▶		
	8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	▶			

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期/ 就職期	高齢期
1 まちの バリアフリーの 推進	(1) 文京区バリアフリー基本構想の推進	▶	▶	▶	▶
	2 バリアフリーの道づくり 地3-1-1	▶	▶	▶	▶
	(3) 文京区福祉のまちづくりに係る 共同住宅等整備要綱に基づく指導	▶	▶	▶	▶
	(4) 総合的自転車対策の推進	▶	▶	▶	▶
	5 公園再整備事業 地3-1-5	▶	▶	▶	▶
	(6) コミュニティバス運行	▶	▶	▶	▶
	(7) ごみの訪問収集	▶	▶	▶	▶
2 心の バリアフリーの 推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業)◆	▶	▶	▶	▶
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実	▶	▶	▶	▶
	(3) 障害者事業を通じた地域参加	▶	▶	▶	▶
	(4) 障害者差別解消に向けた取組の推進	▶	▶	▶	▶
3 情報の バリアフリーの 推進	(1) 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進	▶	▶	▶	▶
	(2) 情報バリアフリーの推進	▶	▶	▶	▶
	(3) 図書館利用に障害のある方への 図書館資料の貸出及び情報提供	▶	▶	▶	▶
4 防災・安全 対策の充実	(1) ヘルプカードの普及・啓発	▶	▶	▶	▶
	(2) 避難行動要支援者への支援	▶	▶	▶	▶
	3 福祉避難所の拡充 地3-4-4	▶	▶	▶	▶
	(4) 避難所運営協議会の運営支援	▶	▶	▶	▶
	5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3	▶	▶	▶	▶
	6 耐震改修促進事業 地3-4-5	▶	▶	▶	▶
	7 家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6	▶	▶	▶	▶
	(8) 救急直接通報・住宅火災直接通報システムの設置	▶	▶	▶	▶
5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援	(1) 障害者事業を通じた地域参加 【5-2-3再掲】	▶	▶	▶	▶
	(2) 地域に開かれた施設運営	▶	▶	▶	▶
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【5-2-2再掲】	▶	▶	▶	▶
	(4) 心身障害者・児レクリエーション	▶	▶	▶	▶
	(5) 障害者スポーツ等の推進	▶	▶	▶	▶
6 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア活動への支援 地1-1-4	▶	▶	▶	▶
	2 手話奉仕員養成研修事業◆	▶	▶	▶	▶
	3 ふれあいいいききサロン 地1-1-7	▶	▶	▶	▶
	4 ファミリー・サポート・センター事業 子5-1-2	▶	▶	▶	▶
	(5) 民生委員・児童委員による相談援助活動	▶	▶	▶	▶
	(6) 話し合い員による訪問活動	▶	▶	▶	▶
	7 自発的活動支援事業◆	▶	▶	▶	▶
	(8) 地域活動情報サイト	▶	▶	▶	▶
	9 いきいきサービス事業の推進 地1-1-10	▶	▶	▶	▶



第 6 章

計画事業

第6章 計画事業

1 自立に向けた地域生活支援の充実

計画の方針

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進め、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活支援拠点の整備を進め、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。



1-1 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスをはじめとする障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っていきます。

事業名	1-1-1 居宅介護(ホームヘルプ)◆				
事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【居宅における身体介護】実利用者数	175人	183人	191人	199人
	【居宅における身体介護】延利用時間	14,526時間	15,189時間	15,853時間	16,517時間
	【家事援助】実利用者数	143人	145人	147人	149人
	【家事援助】延利用時間	8,593時間	8,700時間	8,820時間	8,940時間
	【通院等介助】実利用者数	76人	77人	78人	79人
【通院等介助】延利用時間	3,955時間	4,004時間	4,056時間	4,108時間	
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

計画事業の表記について

- 事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごと又は令和5年度末の事業量の見込み(もしくは数値目標)を表記しています。
- 実績及び事業量は、年間の数値を表しています(一部の事業において、計画期間の累計値で表しているものがあります)。
- ◆は、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。
- ※は、用語の説明です。

事業名	1-1-2 重度訪問介護◆				
事業概要	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	21人	23人	23人	23人
	延利用時間	58,064時間	63,572時間	63,572時間	63,572時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
		※	○		○

※ 15歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定する。

事業名	1-1-3 同行援護◆				
事業概要	<p>視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	80人	82人	84人	86人
	延利用時間	26,629時間	27,224時間	27,888時間	28,552時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-4 行動援護◆				
事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	2人	4人	5人	6人
	延利用時間	236時間	436時間	536時間	636時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-5 重度障害者等包括支援◆				
事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	0人	1人	1人	1人
	延利用時間	0時間	4,968時間	4,968時間	4,968時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-6 生活介護◆				
事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	268人	298人	308人	318人
	延利用日数	60,501日	65,781日	68,421日	71,061日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-7 療養介護◆				
事業概要	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	11人	11人	11人	11人
	延利用日数	4,026日	4,026日	4,026日	4,026日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-8 短期入所(ショートステイ)◆				
事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【福祉型】 実利用者数	142人	153人	165人	178人
	【福祉型】 延利用日数	4,726日	5,010日	5,310日	5,629日
	【医療型】 実利用者数	3人	4人	5人	6人
	【医療型】 延利用日数	265日	353日	419日	463日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-9 補装具費の支給				
事業概要	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図る。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆				
事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	派遣件数	872件	870件	870件	870件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-11 手話通訳者設置事業◆				
事業概要	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	通訳者数	3人	3人	3人	3人
	対応件数	199件	190件	190件	190件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-12 日常生活用具給付◆				
事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	377人	380人	380人	380人
	実施件数	1,691件	1,695件	1,695件	1,695件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-13 移動支援◆				
事業概要	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	346人	356人	367人	378人
	延利用時間	50,203時間	51,709時間	53,260時間	54,858時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-14 日中短期入所事業◆				
事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	46人	49人	52人	55人
	延利用回数	950回	1,007回	1,067回	1,131回
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-15 緊急一時介護委託費助成				
事業概要	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		

事業名	1-1-16 短期保護				
事業概要	心身障害者・児の介護に当たっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘(文京槐の会内)において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	71人	75人	75人	75人
	延利用時間	6,050時間	6,310時間	6,310時間	6,310時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-17 福祉タクシー				
事業概要	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	延利用者数	1,863人	1,865人	1,870人	1,875人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-18 地域生活安定化支援事業				
事業概要	文京地域生活支援センターあかり、エネルギーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3か所において、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	32人	32人	32人	32人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-1-19 日中活動系サービス施設の整備				
事業概要	<p>障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の拡充により活用の推進を図るなどして、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。</p> <p>なお、本区における生活介護事業所の不足に対応するため、区立小石川福祉作業所において、令和3年1月から生活介護を実施する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	整備数(累計)	0か所	1か所	2か所	2か所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

※令和元年度実績については、平成30年度からの前計画期間における累計値。

事業名	1-1-20 地域生活支援拠点の整備◆				
事業概要	<p>令和元年度を4年計画の初年度とし、本富士地区に整備した。主に相談支援と関係機関のネットワーク作りのために、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会で地域課題等を検討し、3年度に駒込・富坂地区、4年度に大塚地区に整備する予定である。本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>				
3年間の事業量	<p>4年計画を実現するために、令和3年度に駒込・富坂地区の各1か所、4年度に大塚地区1か所を設置する。また、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会は、年間4回開催し、地域課題や地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくり)等について協議する。</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	1-1-21 共生型サービス				
事業概要	<p>共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては、共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定される。</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

1-2 事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導・監査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行っていきます。

また、障害福祉サービス等事業者を対象にした研修会等の場において、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を支援します。

事業名	1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進			
事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-2 障害福祉サービス等の質の向上◆			
事業概要	<p>障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。</p> <p>本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の 事業量	<p>区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため、実地指導を行い障害福祉サービス等の適正な運営を図る。(年18回)</p> <p>請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、事業所に対し適正な請求を促す。(年12回)</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保			
事業概要	<p>障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。</p> <p>なお、区で指定している移動支援従事者養成研修については、令和元年度までは1事業者で年間4回実施していたが、令和2年度より2事業者で年間合計6回実施するとともに、研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋げていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-4 障害福祉サービス等事業者との連携			
事業概要	<p>既存の連絡会等を活用し、制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-3 生活の場の確保

障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自ら望む生活の場が確保できるように、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に進めていきます。

事業名	1-3-1 グループホームの拡充				
事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成の拡充により活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。 また、既存事業者が居室を増やす場合も助成を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	整備数(累計)	2か所	1か所	2か所	3か所
	定員数(累計)	13人	8人	16人	20人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

※令和元年度実績については、平成30年度からの前計画期間における累計値。

事業名	1-3-2 共同生活援助(グループホーム)◆				
事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	137人	147人	152人	157人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-3-3 施設入所支援◆				
事業概要	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	134人	134人	134人	134人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-3-4 自立生活援助◆				
事業概要	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	0人	2人	3人	4人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-3-5 居住支援の推進				
事業概要	<p>住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者)に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。</p> <p>あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。</p>				
	対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	
	○	○	○		○

1-4 地域生活への移行及び地域定着支援

相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって、福祉施設入所者や退院可能な入院中の障害者の地域生活への移行や定着を促し、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきます。

事業名	1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆				
事業概要	<p>福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。</p> <p>本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、令和元年度の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、事業量は累計として記載する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	移行者数(累計)	-	1人	2人	4人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行				
事業概要	<p>退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。</p>				
3年間の事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入院者が見込まれる病院に対し、退院可能な入院中の精神障害者の有無について調査を行う。 ・把握された対象者に対し、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師や地域活動支援センターが地域生活移行のための支援を行う。 				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆			
事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための議論を行う。 本事業は、第6期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。			
3年間の事業量	文京区地域精神保健福祉連絡協議会の実施 6回(年2回)			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化			
事業概要	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。			
3年間の事業量	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会を年間3回程度開催する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-4-5 地域移行支援◆				
事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	3人	3人	3人	3人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-4-6 地域定着支援◆				
事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	10人	10人	10人	10人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-4-7 退院後支援事業				
事業概要	保健所設置自治体を中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画の作成及び関係者会議の開催をする。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	対象者数	9人	17人	17人	17人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

1-5 生活訓練の機会の確保

障害者が自立した生活を送るために、一人ひとりの希望や障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

事業名	1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業				
事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実施回数	139回	140回	140回	140回
	延参加人数	917人	1,200人	1,200人	1,200人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	1-5-2 地域活動支援センター◆				
事業概要	区内5か所において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行っている。また、利用者の増加や地域活動支援センターに求められる役割の多様化が見込まれることから、その在り方についての検討を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	登録者数	260人	274人	283人	292人
	実施か所数	5か所	6か所	6か所	6か所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-5-3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆				
事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【機能訓練】 実利用者数	6人	7人	8人	8人
	【機能訓練】 延利用日数	284日	329日	376日	376日
	【生活訓練】 実利用者数	31人	37人	44人	53人
	【生活訓練】 延利用日数	2,901日	3,278日	3,704日	4,186日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	1-5-4 難病リハビリ教室				
事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質(QOL)の維持・向上を目指す。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	難病リハビリ 教室参加人数	27人	60人	60人	60人
	パーキンソン病 体操教室参加人数	255人	192人	240人	240人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
					○

1-6 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

事業名	1-6-1 自立支援医療			
事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-2 難病医療費助成			
事業概要	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 また、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-6-3 障害者(児)歯科診療事業			
事業概要	障害者(児)等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図る。 また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業			
事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診・予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-5 精神保健・難病相談				
事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	精神保健相談 実施回数	48回	48回	48回	48回
	精神保健相談 延人数	81人	96人	106人	106人
	訪問指導等の 実人数	1,440人	1,500人	1,500人	1,500人
	訪問指導等の 延人数	4,058人	4,300人	4,300人	4,300人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
		○	○	○	

1-7 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実にを行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に進めていきます。

事業名	1-7-1 福祉手当の支給			
事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給する。(ただし、所得制限あり。)			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-7-2 児童育成手当(障害手当)の支給			
事業概要	障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当(障害手当)を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。(ただし、所得制限あり。)			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	1-7-3 利用者負担の軽減			
事業概要	<p>障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。</p> <p>また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図っている。</p> <p>その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代(令和元年度開始)、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を実施しており、適切な対応によって障害福祉サービス等の利用を支援する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

計画の方針

障害者の相談内容に応じた的確な支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。あわせて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組や障害者差別解消への取組について、一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組を推進していきます。



2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等についても検討を行っていきます。

※子どもに関する相談支援の充実については、後述の「4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化」に記載していますので、併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 総合的な相談支援体制の構築			
事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 計画相談支援◆				
事業概要	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指す。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	計画作成者数	673人	753人	802人	853人
	計画作成割合	67%	72%	75%	78%
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数(セルフプランは除く)のこと。

事業名	2-1-3 地域移行支援【1-4-5 再掲】
-----	------------------------

事業名	2-1-4 地域定着支援【1-4-6 再掲】
-----	------------------------

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
事業概要	<p>区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していく。</p> <p>なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	障害者相談支援事業実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所
	機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	実施
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営				
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、地域生活支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>				
3年間の事業量	地域自立支援協議会	12回(年4回)			
	相談支援専門部会	9回(年3回)			
	権利擁護専門部会	12回(年4回)			
	就労支援専門部会	9回(年3回)			
	障害当事者部会	15回(年5回)			
	地域生活支援専門部会	12回(年4回)			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営			
事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
事業概要	障害者福祉制度の改正等の国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-10 地域安心生活支援事業(保2-3-2)			
事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-11 意思決定支援の在り方の検討			
事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-12 小地域福祉活動の推進(地1-1-1)			
事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の 事業量	10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、だれもが参加できる地域の多機能的な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【5-6-5再掲】
-----	------------------------------------

事業名	2-1-14 地域生活支援拠点の整備【1-1-20再掲】
-----	------------------------------

事業名	2-1-15 文京区版ひきこもり総合対策(地2-1-10)				
事業概要	<p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業(STEP事業)」(Support支援/Talk相談/Experience経験/Place居場所)を行う。</p> <p>また、令和2年4月より「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	STEP事業相談件数	417件	480件	490件	500件
	STEP事業支援利用件数	544件	680件	690件	700件
	ひきこもり支援センター相談件数	-	60件	60件	60件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
			○		○

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

事業名	2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進(地2-3-1)				
事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	福祉サービス利用援助事業契約件数	51件	59件	64件	69件
	財産保全管理サービス契約件数	15件	17件	18件	19件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	2-2-2 法人後見の受任(地2-3-5)				
事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。 【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	法人後見受任数	7人	9人	10人	10人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	2-2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築(地2-3-6)			
事業概要	<p>成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。</p>			
3年間の事業量	<p>協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。 また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進める。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	2-2-4 成年後見制度利用支援事業(地2-3-4)				
事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。 【社会福祉協議会実施事業】 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	成年後見等 申立費用助成	2件	2件	3件	4件
	成年後見等 報酬助成	15件	17件	18件	19件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	2-2-5 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実			
事業概要	<p>福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-2-6 障害者・児童虐待防止対策支援事業			
事業概要	<p>区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。</p> <p>障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-2-7 障害者差別解消支援地域協議会の運営			
事業概要	<p>地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行う。</p>			
3年間の 事業量	<p>障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を6回開催する。(年2回)</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

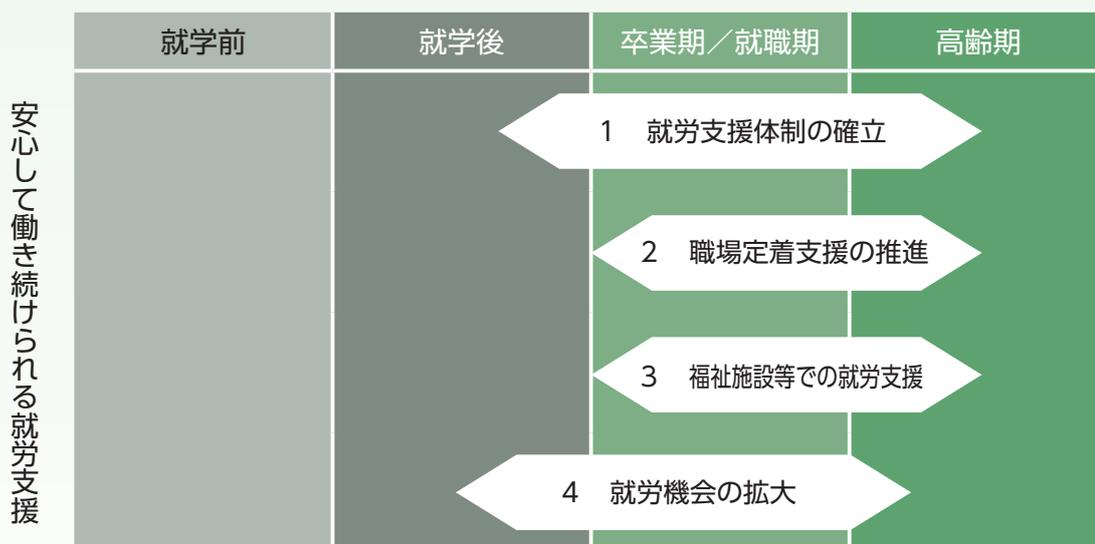
3 安心して働き続けられる就労支援

計画の方針

障害者雇用促進法が定める雇用率(法定雇用率)の引上げ(平成25年4月)、障害者雇用納付金制度の改正(平成27年4月)、就労者に対する合理的配慮の提供(平成28年4月)、精神障害者の雇用義務の追加(平成30年4月)などの政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者雇用のすそ野は年々広がってきています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、障害者、家族、職場に対する支援体制が必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るために、障害者就労支援センターの専門性を高め、地域全体で支える就労支援ネットワークの構築を関係機関等との連携強化を図りながら進めていきます。また、就労の機会の拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。



3-1 就労支援体制の確立

障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。

事業名	3-1-1 障害者就労支援の充実				
事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	就労継続者数	250人	262人	275人	288人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
		○	○		○

事業名	3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実				
事業概要	地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク(就労支援者研修会)等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行う。 また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行う。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
		○	○		○

事業名	3-1-3 就労促進助成事業				
事業概要	<p>一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。</p> <p>また、区内中小企業に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業の障害者雇用促進の取組をサポートする。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	企業実習日数 (障害者職業準備訓練助成)	183日	183日	190日	200日
	職業体験受入れ日数 (中小企業障害者職業体験受入れ助成)	101日	101日	120日	130日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

3-2 職場定着支援の推進

就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っていきます。

また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇活動への支援の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な支援を行っていきます。

事業名	3-2-1 就業先企業への支援				
事業概要	<p>法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。</p> <p>また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	企業への支援	1,733件	1,750件	1,767件	1,784件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-2-2 安定した就業継続への支援				
事業概要	<p>就業先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関(特別支援学校等)や職業訓練校、就業系事業所(就業移行支援・就業継続支援等)からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。</p> <p>また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるよう支援する。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	職場定着支援数	3,430件	3,464件	3,498件	3,532件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-2-3 就労者への余暇支援			
事業概要	就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	3-2-4 就労定着支援【3-3-4再掲】			
-----	-----------------------	--	--	--

3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な訓練等を行うことで、就労を希望するだれもが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるように取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・使役調達の促進及び福祉施設共同受注の取組の構築などにより、工賃の増加を図るなど福祉的就労の充実を推進します。

事業名	3-3-1 福祉施設から一般就労への移行◆				
事業概要	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。 また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進める。 本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	移行人数	15人	16人	18人	20人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	3-3-2 就労移行支援◆				
事業概要	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	89人	105人	110人	115人
	延利用日数	9,566日	11,286日	11,823日	12,361日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		

事業名	3-3-3 就労継続支援(A型・B型)◆				
事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	【A型】 実利用者数	20人	23人	26人	30人
	【A型】 延利用日数	3,087日	3,550日	4,083日	4,695日
	【B型】 実利用者数	286人	294人	302人	311人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-3-4 就労定着支援◆				
事業概要	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	39人	51人	55人	60人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-3-5 福祉的就労の充実				
事業概要	福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切に、働くことを通じた社会参加の促進を行う。 また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進する。				
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	3-3-6 障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進			
事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進に当たっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-3-7 日中活動系サービス施設の整備【1-1-19 再掲】			
-----	---------------------------------	--	--	--

3-4 就労機会の拡大

障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、就労の機会の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

事業名	3-4-1 区の業務における就労機会の拡大			
事業概要	<p>平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し相乗効果を上げていく。</p> <p>また、庁内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-4-2 障害者雇用の普及・啓発			
事業概要	<p>障害者が地域で当たり前働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。</p> <p>また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートする。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

事業名	3-4-3 地域雇用開拓の促進			
事業概要	<p>事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うとともに、区内中小企業に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて障害者雇用先の開拓に取り組む。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

計画の方針

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、すべての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健やかな成長			
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化			
	3 乳幼児期・就学前の支援			
	4 学齢期の支援			
	5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり			

4-1 障害のある子どもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センターや関係機関が連携を図り、発達に支援が必要な子どもに対し、障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

事業名	4-1-1 乳幼児健康診査(保1-4-2)				
事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげる。子育てのストレスや育児不安を持つ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	4か月児健康診査受診率	95%	95%	95%	98%
	1歳6か月児健康診査受診率	94%	94%	94%	96%
	3歳児健康診査受診率	94%	94%	94%	98%
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○				

事業名	4-1-2 発達健康診査				
事業概要	運動発達遅滞や精神発達遅滞があると疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、必要に応じて子どもの発達を促すために、関係機関と連携し早期に適切な療育につなげる。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	乳幼児発達健康診査実施回数	24回	24回	24回	24回
	乳幼児発達健康診査受診者数	122人	150人	150人	150人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○				

事業名	4-1-3 総合相談室の充実			
事業概要	<p>教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがある子どもについて、保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。</p> <p>また、必要に応じて専門訓練(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-1-4 発達に関する情報の普及啓発			
事業概要	<p>子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知する。</p> <p>また、講演会を通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行う。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【1-6-4再掲】			
-----	--------------------------------------	--	--	--

4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。福祉や教育、保健、子育て等の各分野の連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のある子どもの発達や成長を促していきます。

また、医療的ケア児について、関係機関と連携し支援体制の構築を行っていきます。

事業名	4-2-1 児童発達支援センターの運営			
事業概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、各種事業を実施し、地域の障害児支援に取り組む。			
3年間の事業量	発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、生活指導、集団生活適応指導、機能訓練等を行うとともに、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などの地域支援を行う。 近年の利用者の増加傾向を踏まえ、機能強化や受入れ体制の整備等、運営方法の見直しを検討していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-2 多様な機関の連携による切れ目のない支援			
事業概要	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル(マイファイル『ふみの輪』)」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築◆			
事業概要	<p>医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等についての協議を行う。</p> <p>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の事業量	保健、医療、障害福祉、保育、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	

事業名	4-2-4 医療的ケア児支援コーディネーターの配置◆			
事業概要	<p>医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。</p> <p>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の事業量	福祉や医療等の関係分野における一定の知識を有した者を、医療的ケア児一人ひとりの生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターとして配置し、継続的な支援を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	

事業名	4-2-5 個別の教育支援計画の作成			
事業概要	<p>学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-6 専門家アウトリーチ型支援			
事業概要	<p>専門家(臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、福祉士等)によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野にわたり対応する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-7 障害児相談支援◆				
事業概要	<p>児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。</p> <p>障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指す。</p>				
3年間の 事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	計画作成者数	335人	377人	418人	462人
	計画作成割合	58%	60%	64%	68%
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

※計画作成者数とは、障害児支援利用計画案が作成された人数(セルフプランは除く)のこと。

事業名	4-2-8 医療的ケア児在宅レスパイト事業				
事業概要	<p>医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息(レスパイト)を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。</p>				
3年間の 事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用申請者数	10人	15人	16人	17人
	実施利用回数	51回	40回	60回	80回
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

事業名	4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討◆			
事業概要	<p>主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。</p> <p>なお、本事業は第2期障害児福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>			
3年間の事業量	<p>障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、令和5年度末までに重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めていく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

4-3 乳幼児期・就学前の支援

子どもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある乳幼児に対し適切な療育を行うとともに、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長のための取組を行っていきます。

事業名	4-3-1 児童発達支援◆				
事業概要	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	203人	223人	233人	243人
	延利用日数	15,371日	16,571日	17,171日	17,771日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	※			

※15歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合でも、児童発達支援の利用は可能。

事業名	4-3-2 医療型児童発達支援◆				
事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	4人	5人	6人	7人
	延利用日数	277日	346日	415日	484日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

事業名	4-3-3 居宅訪問型児童発達支援◆				
事業概要	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害児について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	2人	4人	5人	5人
	延利用日数	112日	224日	280日	280日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
	○	○			

事業名	4-3-4 保育所等訪問支援◆				
事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、専門的な支援を行う。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	1人	2人	3人	4人
	延利用日数	7日	14日	21日	28日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
	○	○			

事業名	4-3-5 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【4-5-8再掲】				
-----	--	--	--	--	--

事業名	4-3-6 保育園障害児保育				
事業概要	保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実施保育園数	18園	18園	18園	18園
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期		高齢期
	○				

事業名	4-3-7 幼稚園特別保育			
事業概要	<p>区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していく。</p> <p>特別な支援を必要とする幼児への支援に理解のある大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て幼児へのサポートを行う。</p>			
3年間の事業量	<p>特別な支援が必要な幼児の就園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の発達を促す。</p> <p>具体的には、特別支援連携協議会の専門家チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトによる保護者等への支援の充実を図る。また、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置等を行う。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-8 就学前相談体制の充実			
事業概要	<p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。</p>			
3年間の事業量	<p>保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行う。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断する。</p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-3-9 総合相談室の充実【4-1-3再掲】
-----	-------------------------

事業名	4-3-10 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】
-----	------------------------------

事業名	4-3-11 障害児通所支援事業所の整備				
事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児等が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度を創設し、民間事業者による障害児通所支援事業所施設整備を促進する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	整備数(累計)	-	1か所	2か所	3か所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○			

4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、教育的ニーズに合わせたきめ細やかな学齢期の支援の充実を図ります。

また、生活能力向上のために必要な訓練の提供とともに社会参加の促進を図るため、学齢期の放課後の居場所づくりを行っていきます。

事業名	4-4-1 総合相談室の充実【4-1-3再掲】
-----	-------------------------

事業名	4-4-2 特別支援教育の充実			
事業概要	<p>区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当指導員：通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での個別指導や特別支援教室等での専門的指導・支援を行う。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの交流及び共同学習を円滑に行う。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、子どもたちのサポートを行う。 			
3年間の事業量	特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進める。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-3 育成室の障害児保育			
事業概要	<p>保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童(要配慮児)に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-4 個に応じた指導の充実			
事業概要	区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、個への対応の充実を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-5 専門家アウトリーチ型支援【4-2-6再掲】
-----	-----------------------------

事業名	4-4-6 放課後等デイサービス◆				
事業概要	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図る。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	実利用者数	365人	405人	425人	445人
	延利用日数	28,111日	32,911日	35,311日	37,711日
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
		○			

事業名	4-4-7 居宅訪問型児童発達支援【4-3-3再掲】
-----	----------------------------

事業名	4-4-8 障害児通所支援事業所の整備【4-3-11再掲】
-----	-------------------------------

4-5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

すべての子どもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあえる環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害児への理解を促していきます。

事業名	4-5-1 保育園障害児保育【4-3-6再掲】
-----	-------------------------

事業名	4-5-2 幼稚園特別保育【4-3-7再掲】
-----	------------------------

事業名	4-5-3 育成室の障害児保育【4-4-3再掲】
-----	--------------------------

事業名	4-5-4 ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)			
事業概要	<p>子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。</p> <p>また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○			

事業名	4-5-5 子育てひろば			
事業概要	<p>乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、専門指導員により利用者の子育てに関する相談を受け、子育て支援の充実を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○			

事業名	4-5-6 児童館			
事業概要	<p>館内に遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等があり、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-5-7 b-lab(文京区青少年プラザ)			
事業概要	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支える。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
		○		

事業名	4-5-8 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト				
事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、子どもたちの健やかな育ちを支えていく。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	施設訪問回数	232回	252回	262回	291回
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○			

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

計画の方針

ひとにやさしいまちづくりの実現に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、だれもが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めていきます。

さらに、災害時や新たな感染症の拡大時等緊急時における支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要支援者情報の把握や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いを基本とした地域づくりを進めます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
ひとにやさしいまちづくりの推進	1 まちのバリアフリーの推進			
	2 心のバリアフリーの推進			
	3 情報のバリアフリーの推進			
	4 防災・安全対策の充実			
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援			
	6 地域福祉の担い手への支援			

5-1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境の整備を進めます。

事業名	5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進			
事業概要	文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業(具体的なバリアフリー事業)の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-2 バリアフリーの道づくり(地3-1-1)				
事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路(1次経路及び歩道のある2次経路)の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	8.3%	12.5%	15.0%	17.5%
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※平坦性の確保に当たっては、「東京都道路バリアフリー推進計画」(平成28年3月発行)において、「歩道と車道の境界には、車いす使用者が困難なく通行でき、かつ視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知できるよう高さ2cmの段差を設けることを標準とする」とされていることに留意する。

事業名	5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導			
事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-4 総合的自転車対策の推進			
事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-5 公園再整備事業(地3-1-5)				
事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。 また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。				
3年間の 事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	公園・児童遊園再整備(園数)	2園	4園	4園	5園
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-1-6 コミュニティバス運行			
事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-7 ごみの訪問収集			
事業概要	<p>①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯</p> <p>上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-2 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、理解の促進を図ります。

事業名	5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業)◆			
事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行う。			
3年間の事業量	地域支援フォーラム(年1回)において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
事業概要	「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	入場者数	2,506人	2,500人	2,500人	2,500人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-2-3 障害者事業を通じた地域参加			
事業概要	各種の障害者事業(心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房など)を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進			
事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-3 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、障害者パソコン講座の開催、窓口におけるコミュニケーション機器の設置等により、情報を取得するための支援を行っていきます。

事業名	5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進			
事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-3-2 情報バリアフリーの推進			
事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置やまちのバリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供			
事業概要	一般図書のほか、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌等の収集、貸出を行い、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身者への資料の宅配サービスを実施する。 また、ホームページ等により情報提供を行うことで、サービスの周知を図る。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5-4 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、地域住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

事業名	5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発			
事業概要	<p>障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行う。</p> <p>当事者を対象に活用方法を記載したリーフレットと合わせた配付を進めるとともに、一般区民を対象にチラシ及びグッズを関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-2 避難行動要支援者への支援			
事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。</p> <p>また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-3 福祉避難所の拡充(地3-4-4)			
事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。			
3年間の事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、新たな感染症対策を踏まえた運営体制を検討する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-4 避難所運営協議会の運営支援			
事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-5 災害ボランティア体制の整備(地3-4-3)			
事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。 【社会福祉協議会実施事業】			
3年間の事業量	災害時の被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、感染症の感染拡大防止対策も見据え、オリエンテーションやボランティアの受付方法等のあり方を検討するとともに、マニュアルをボランティアにとってわかりやすい構成に工夫するなど、より実践的な取組を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-6 耐震改修促進事業(地3-4-5)				
事業概要	建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	木造住宅耐震診断(高齢者・障害者)	16件	18件	18件	18件
	木造住宅耐震改修(高齢者・障害者)	1件	2件	2件	2件
	木造住宅耐震改修シェルター設置(高齢者・障害者)	0件	1件	1件	1件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

事業名	5-4-7 家具転倒防止器具設置助成事業(地3-4-6)				
事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	家具転倒防止器具設置助成(件数)	-	500件	500件	500件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	5-4-8 救急直接通報・住宅火災直接通報システムの設置				
事業概要	<p>救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。</p> <p>【救急直接通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、東京消防庁に通報するとともにあらかじめ協力を依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行う。</p> <p>【住宅火災直接通報システム】重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置する。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報され、消防車が出動する。</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

5-5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

事業名	5-5-1 障害者事業を通じた地域参加【5-2-3再掲】
-----	------------------------------

事業名	5-5-2 地域に開かれた施設運営			
事業概要	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【5-2-2再掲】
-----	--------------------------------------

事業名	5-5-4 心身障害者・児レクリエーション			
事業概要	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-5-5 障害者スポーツ等の推進			
事業概要	障害者(児)向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

5-6 地域福祉の担い手への支援

ボランティアや民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような地域福祉の担い手に対して、支援や地域とのつながりづくりを行うとともに、団体やボランティアの育成・機能の強化を図ることで、ともに支え合い暮らしやすい地域づくりを目指します。

事業名	5-6-1 ボランティア活動への支援(地1-1-4)			
事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の事業量	<p>ボランティア養成講座等により地域の担い手を育成しつつ、実際にボランティア活動を行いたい人と実動しているボランティア団体とをつなげる。</p> <p>また、交流会等を通してボランティア活動団体同士のつながりを作ることで、地域活動やボランティア活動の活性化とネットワーク化を進めていく。</p> <p>なお、取組については、オンラインの活用やソーシャルディスタンスを確保した上での講座の開催など、感染症拡大防止を視野に入れた実施方法を検討していく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

事業名	5-6-2 手話奉仕員養成研修事業◆				
事業概要	<p>聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。</p> <p>【区と社会福祉協議会による共催事業】</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	修了者数	160人	160人	160人	160人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-3 ふれあいいきいきサロン(地1-1-7)				
事業概要	<p>外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	120か所	130か所	135か所	140か所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業(子5-1-2)			
事業概要	<p>子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。</p>			
3年間の事業量	<p>子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動			
事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-6 話し合い員による訪問活動			
事業概要	<p>地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。</p> <p>また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
				○

事業名	5-6-7 自発的活動支援事業◆			
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。</p>			
3年間の 事業量	<p>障害者自身の社会参加を促すとともに、区民の障害者理解を深めるために、障害者の自発的活動や区民の障害理解を促す啓発活動の充実を図る。</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-8 地域活動情報サイト			
事業概要	<p>NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-6-9 いきいきサービス事業の推進(地1-1-10)				
事業概要	<p>区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の 事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	新規登録利用会員数	125人	135人	140人	145人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

第7章

障害福祉計画及び 障害児福祉計画に おける成果目標に ついて

第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針^{※7}を示しています。

国の基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の7点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも定めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和5年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
- ② 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること

◆本区における施設入所支援利用者は、令和元年度末時点で134人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、令和5年度末における地域生活移行者数4人と施設入所支援利用者数134人を目標として地域生活への移行の取組を進めていきます。

※7 基本指針 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を統合した地域づくりの検討を行うこととしています。

◆本区では、精神保健福祉センター、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者の「保健・医療から地域を考える視点」と基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等において、精神障害者の支援に携わる専門的知識を持った関係者の「障害福祉から地域を考える支援」の両視点を統合した地域づくりのための議論を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくり等)を整備した地域生活支援拠点(以下「拠点」という。)を令和5年度までに少なくとも1か所整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上拠点の運用状況を検証及び検討することとしています。

◆本区では、令和元年度に本富士地区に拠点を整備しました。令和3年度に駒込地区・富坂地区、令和4年度に大塚地区に各1か所を整備するとともに、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.30倍とすること
就労継続支援A型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.26倍とすること
就労継続支援B型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.23倍とすること
就労定着支援事業	令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用すること
職場定着率※	職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所を全体の7割以上とすること

※ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合。

- ◆本区においては、令和元年度は15人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和元年度実績の約1.30倍の20人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。
- ◆また、成果目標を達成するための事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、以下のとおり設定します。

- ・就労移行支援事業の一般就労への移行者数…3人の増加(1.30倍)

	令和元年度	令和5年度
利用者数	10人	13人

- ・就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数…1人の増加(約1.30倍)

	令和元年度	令和5年度
利用者数	3人	4人

- ・就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数…1人の増加(2倍)

	令和元年度	令和5年度
利用者数	1人	2人

- ・令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用
- ・職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所数を全体の7割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保すること、また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

なお、具体的な目標の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に1か所以上確保すること
- ② 令和5年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

- ◆本区では、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。

◆本区では、医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切に支援が受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、福祉や医療等の関係分野における一定の知識を有した者を、医療的ケア児の生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターとして配置し、継続的な支援を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、それぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能についての検討を行い、相談支援体制を充実・強化するための体制を確保することを基本としています。

◆本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に係る目標値について、以下のとおり設定します。

- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数(年400件)
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援及び連携強化の取組の実施回数(年12回)

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行っていくことが望ましいこととしています。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとしています。

◆本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。(年18回)

◆本区では、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。(年12回)

2 活動指標(障害福祉サービス等)の見込み量

◆各事業の1月当たりの利用者数及び利用量について

国の基本指針では、前項で示した成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1月当たりの必要量の見込みを定めることとしています。

次ページに示す1月当たりの見込み量は、第6章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧】

		令和元年度実績	3年度	4年度	5年度	
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	175	183	191	199
		延利用時間	1,211	1,266	1,321	1,376
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	143	145	147	149
		延利用時間	716	725	735	745
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	76	77	78	79
		延利用時間	330	334	338	342
	重度訪問介護	実利用者数	21	23	23	23
		延利用時間	4,839	5,298	5,298	5,298
	同行援護	実利用者数	80	82	84	86
		延利用時間	2,219	2,269	2,324	2,379
	行動援護	実利用者数	2	4	5	6
		延利用時間	20	36	45	53
	重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	414	414	414
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	268	298	308	318
		延利用日数	5,042	5,482	5,702	5,922
	自立訓練(機能訓練)	実利用者数	6	7	8	8
		延利用日数	24	27	31	31
	自立訓練(生活訓練)	実利用者数	31	37	44	53
		延利用日数	242	273	309	349
	就労移行支援	実利用者数	89	105	110	115
		延利用日数	797	941	985	1,030
	就労継続支援A型	実利用者数	20	23	26	30
		延利用日数	257	296	340	391
	就労継続支援B型	実利用者数	286	294	302	311
		延利用日数	3,834	3,949	4,068	4,189
	就労定着支援	実利用者数	39	51	55	60
	療養介護	実利用者数	11	11	11	11
	短期入所(福祉型)	実利用者数	142	153	165	178
		延利用日数	394	418	443	469
	短期入所(医療型)	実利用者数	3	4	5	6
		延利用日数	22	29	35	39
サービス 居住系	共同生活援助	実利用者数	137	147	152	157
	施設入所支援	実利用者数	134	134	134	134
	自立生活援助	実利用者数	0	2	3	4
相談支援	計画相談支援	計画作成者数	56	63	67	71
	地域移行支援	実利用者数	3	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	10	10	10	10
	障害児相談支援	計画作成者数	28	31	35	39
障害児通所支援	児童発達支援	実利用者数	203	223	233	243
		延利用日数	1,281	1,381	1,431	1,481
	医療型児童発達支援	実利用者数	4	5	6	7
		延利用日数	23	29	35	40
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	2	4	5	5
		延利用日数	9	19	23	23
	保育所等訪問支援	実利用者数	1	2	3	4
		延利用日数	1	1	2	2
放課後等デイサービス	実利用者数	365	405	425	445	
	延利用日数	2,343	2,743	2,943	3,143	

※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

◆各事業の見込み量の推移について

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)については、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画(平成30年度～令和2年度)の見込み量を踏まえつつ、これまでの利用実績や実態・意向調査結果等を分析し、障害福祉サービス等の見込み量を定めています。

なお、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画から見込み量を定めることとしているサービスについては、第6章をご参照ください。

※()内の数値は、実績値になります。

1 訪問系サービス

居宅介護(居宅における身体介護)

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	138 (162)	141 (175)	145	183	191	199
延利用時間	13,084 (11,667)	13,327 (14,526)	13,651	15,189	15,853	16,517

居宅介護(家事援助)

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	140 (142)	143 (143)	147	145	147	149
延利用時間	10,710 (8,858)	10,920 (8,593)	11,200	8,700	8,820	8,940

居宅介護(通院等介助)

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	82 (81)	83 (76)	84	77	78	79
延利用時間	5,571 (4,018)	5,634 (3,955)	5,697	4,004	4,056	4,108

重度訪問介護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	32 (22)	32 (21)	32	23	23	23
延利用時間	66,985 (49,888)	66,985 (58,064)	66,985	63,572	63,572	63,572

同行援護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	81 (79)	83 (80)	85	82	84	86
延利用時間	24,061 (24,511)	24,229 (26,629)	24,399	27,224	27,888	28,552

行動援護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	2 (2)	2 (2)	2	4	5	6
延利用時間	720 (192)	720 (236)	720	436	536	636

重度障害者等包括支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	1 (0)	1 (0)	1	1	1	1
延利用時間	4,968 (0)	4,968 (0)	4,968	4,968	4,968	4,968

2 日中活動系サービス

生活介護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	261 (255)	268 (268)	275	298	308	318
延利用日数	57,420 (59,774)	58,960 (60,501)	60,500	65,781	68,421	71,061

自立訓練(機能訓練)

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	8 (7)	9 (6)	10	7	8	8
延利用日数	552 (410)	621 (284)	690	329	376	376

自立訓練(生活訓練)

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	22 (20)	26 (31)	31	37	44	53
延利用日数	1,936 (1,758)	2,288 (2,901)	2,728	3,278	3,704	4,186

就労移行支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	108 (90)	113 (89)	118	105	110	115
延利用日数	12,960 (10,310)	13,560 (9,566)	14,160	11,286	11,823	12,361

就労継続支援A型

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	32 (22)	35 (20)	39	23	26	30
延利用日数	4,343 (3,423)	4,777 (3,087)	5,255	3,550	4,083	4,695

就労継続支援B型

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	274 (266)	282 (286)	290	294	302	311
延利用日数	43,316 (45,081)	44,615 (46,011)	45,953	47,390	48,810	50,270

就労定着支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	16 (20)	18 (39)	19	51	55	60

療養介護

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	10 (11)	10 (11)	10	11	11	11

短期入所(福祉型)

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	139 (127)	153 (142)	167	153	165	178
延利用日数	4,698 (4,563)	5,190 (4,726)	5,682	5,010	5,310	5,629

短期入所(医療型)

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	8 (8)	9 (3)	10	4	5	6
延利用日数	414 (294)	466 (265)	518	353	419	463

3 居住系サービス

共同生活援助

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	125 (127)	128 (137)	131	147	152	157

施設入所支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	131 (133)	131 (134)	131	134	134	134

自立生活援助

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	4 (0)	5 (0)	6	2	3	4

4 相談支援

計画相談支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画作成者数	622 (675)	682 (673)	742	753	802	853

地域移行支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	6 (6)	8 (3)	10	3	3	3

地域定着支援

	第5期障害福祉計画期間			第6期障害福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	29 (12)	46 (10)	74	10	10	10

障害児相談支援

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画作成者数	347 (308)	385 (335)	425	377	418	462

5 障害児通所支援

児童発達支援

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	219 (188)	230 (203)	242	223	233	243
延利用日数	10,852 (14,954)	11,395 (15,371)	11,965	16,571	17,171	17,771

医療型児童発達支援

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	7 (3)	9 (4)	11	5	6	7
延利用日数	357 (242)	459 (277)	561	346	415	484

放課後等デイサービス

	第1期障害児福祉計画期間			第2期障害児福祉計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	341 (340)	375 (365)	413	405	425	445
延利用日数	40,920 (29,016)	45,000 (28,111)	49,560	32,911	35,311	37,711

3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について

(1) 訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活を続けるうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援(A型・B型)、短期入所(福祉型・医療型)の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、見込み量を設定します。民間事業者の誘致等による施設整備を促進し、見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、施設整備を促進することで、見込み量の確保を図ります。

(4) 相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指して、積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

(5) 障害児通所支援

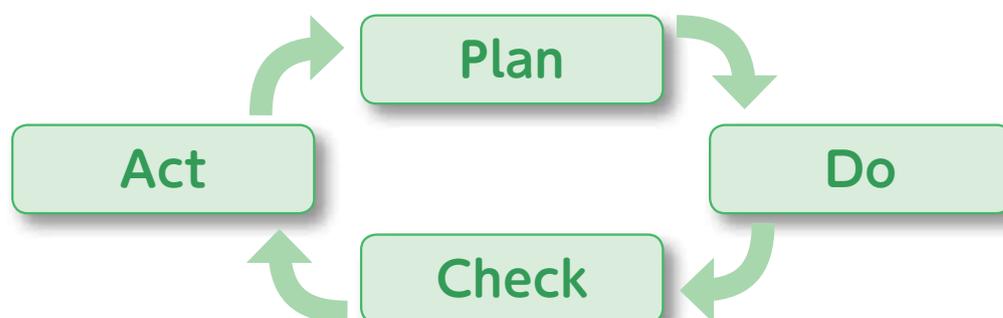
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。事業所整備費の補助制度の創設等により、施設整備を促進することで、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

4 障害福祉計画等の進行管理について

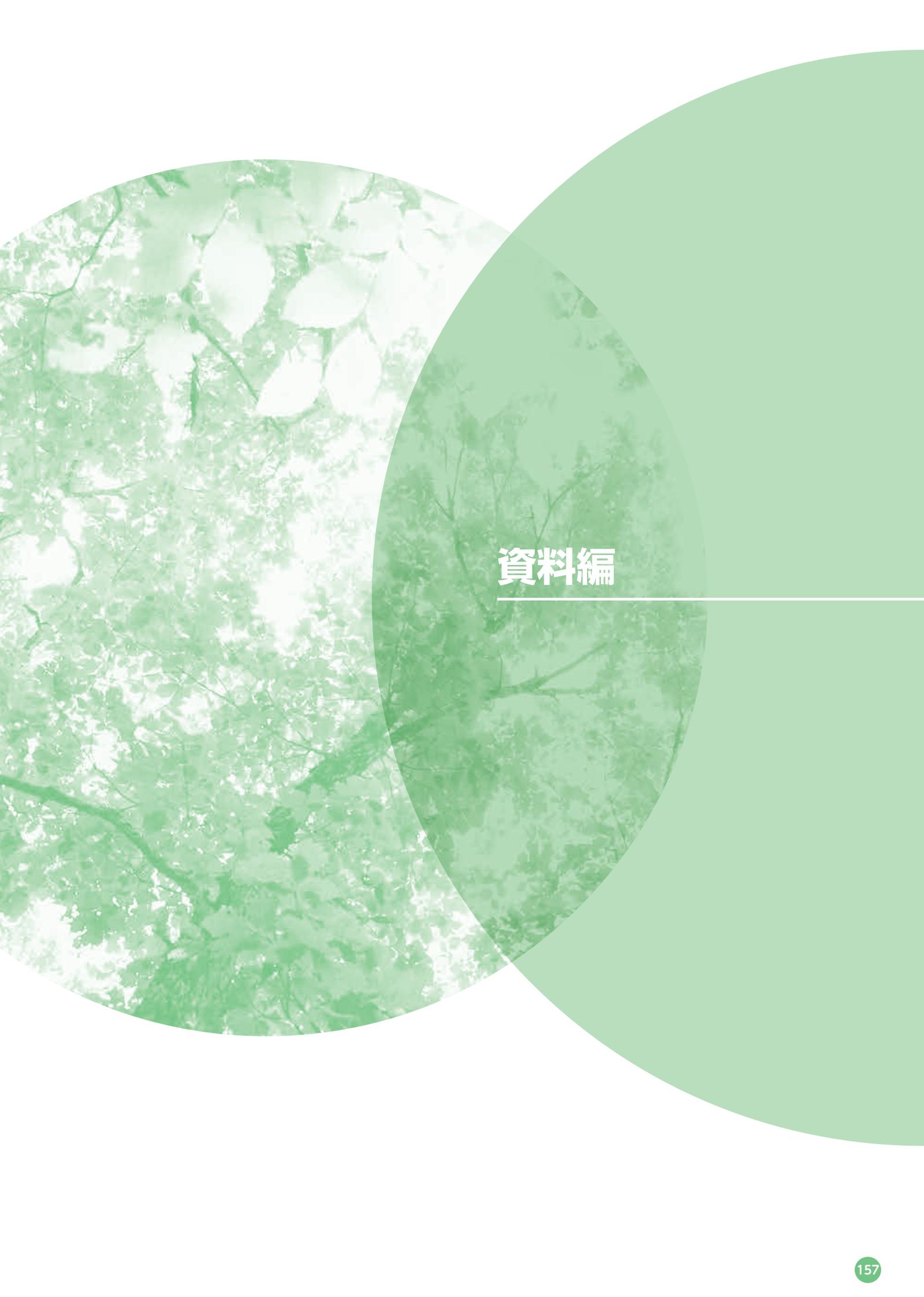
国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において行うとともに、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う
改善 (Act)	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す



資料編

1 計画改定の検討体制

1 文京区地域福祉推進協議会

(1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制定 平成8年7月11日8文福福発第504号
最終改正 令和2年11月13日2020文福福第614号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 子ども部会

(2) 高齢者・介護保険部会

(3) 障害者部会

(4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

(1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課

- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって

充てる。

- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、

文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。

- 4 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文紹介第1114号)第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 令和2年度から令和3年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

(2) 文京区地域福祉推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月～令和3年3月)

	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2	副会長	青木紀久代	白百合心理・社会福祉研究所 所長	元年度第3回まで
3		遠藤 利彦	東京大学大学院教授	2年度第1回から
4		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
5		高山 直樹	東洋大学教授	
6		神馬 征峰	東京大学大学院教授	
7		団体推薦	中村 宏	小石川医師会
8	金 吉男		文京区医師会	元年度第1回まで
9	山道 博		文京区医師会	元年度第2回から
10	佐藤 文彦		小石川歯科医師会	
11	三羽 敏夫		文京区歯科医師会	
12	川又 靖則		文京区薬剤師会	
13	諸留 和夫		文京区町会連合会	
14	田口 弘之		文京区社会福祉協議会	元年度第3回まで
15	坂田 賢司		文京区社会福祉協議会	2年度第1回から
16	木谷富士子		文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第3回まで
17	廣井 泉		文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
18	永井 愛子		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第1回まで
19	木村 始		文京区高齢者クラブ連合会	2年度第2回から
20	大橋 久		文京区青少年健全育成会	
21	千代 和子		文京区女性団体連絡会	2年度第1回まで
22	大内 悦子		文京区女性団体連絡会	2年度第2回から
23	川合 正		文京区私立幼稚園連合会	
24	荒川まさ子		文京区話し合い員連絡協議会	元年度第3回まで
25	高山 礼子		文京区話し合い員連絡協議会	2年度第1回から
26	飯塚美代子		文京区介護サービス事業者連絡協議会	
27	金海 仁美	文京区民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	元年度第3回まで	

	役職	氏名	団体名等	備考
28	団体推薦	佐治 信子	文京区民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)	2年度第1回から
29		佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
30		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	元年度第3回まで
31		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	2年度第1回から
32		山下美佐子	パセリの会	
33		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
34		公募区民	黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)
35	税所 篤快		(子ども・子育て会議)	元年度第3回まで
36	鳩山多加子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
37	古城 侑子		(子ども・子育て会議)	2年度第1回から
38	町田 直樹		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
39	鈴木 好美		(地域包括ケア推進委員会)	元年度第3回まで
40	小倉 保志		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
41	鈴木 悦子		(地域包括ケア推進委員会)	2年度第1回から
42	堀江 久美		(地域保健推進協議会)	元年度第1回まで
43	小山 榮		(地域保健推進協議会)	元年度第3回まで
44	西村 久子		(地域保健推進協議会)	元年度第2回から
45	小山 忍		(地域保健推進協議会)	2年度第1回から
46	武長 信亮			
47	櫻井美恵子			
48	河井 貴之			2年度第1回から

(3) 文京区地域福祉推進協議会障害者部会部会員名簿

(任期：平成31年4月～令和3年3月)

	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	高山 直樹	東洋大学教授	
2	部会員	三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
3		木谷富士子	文京区民生委員・児童委員協議会	元年度第3回まで
4		廣井 泉	文京区民生委員・児童委員協議会	2年度第1回から
5		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	元年度第3回まで
6		大井手昭次郎	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	2年度第1回から
7		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
8		武長 信亮	区民(公募)	
9		櫻井美恵子	区民(公募)	
10		河井 貴之	区民(公募)	2年度第1回から
11		住友 孝子	文京区肢体不自由児・者父母の会	
12		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
13		浅水美代子	文京区家族会	
14		松下 功一	社会福祉法人 文京槐の会	
15		山内 哲也	社会福祉法人 武蔵野会	元年度第3回まで
16		野村 美奈	社会福祉法人 武蔵野会	2年度第1回から
17		瀬川 聖美	社会福祉法人 本郷の森	
18		藤枝 洋介	文京区障害者就労支援センター	
19		高山 愛	文京区特別支援学級連絡協議会	元年度第3回まで
20		宮脇 克子	文京区特別支援学級連絡協議会	2年度第1回から
21		竹石 福代	児童発達支援センター幼児父母会	

2 文京区地域福祉推進本部

(1) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 令和2年3月30日2019文福福第1584号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。

3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。

4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。

5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。

6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 文京区地域福祉推進本部本部員名簿

(令和3年3月現在)

	役 職	氏 名	職 名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	佐藤 正子	副区長
3	//	加藤 裕一	教育長
4	本部員	松井 良泰	企画政策部長
5	//	吉岡 利行	総務部長(危機管理室長兼務)
6	//	竹田 弘一	区民部長
7	//	小野 光幸	アカデミー推進部長
8	//	木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
9	//	大川 秀樹	子ども家庭部長
10	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
11	//	高橋 征博	都市計画部長
12	//	吉田 雄大	土木部長
13	//	八木 茂	資源環境部長
14	//	鵜沼 秀之	施設管理部長
15	//	田中 芳夫	会計管理者
16	//	山崎 克己	教育推進部長
17	//	野田 康夫	監査事務局長
18	//	竹越 淳	区議会事務局長
19	//	新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
20	//	武藤 充輝	企画政策部財政課長
21	//	熱田 直道	企画政策部広報課長
22	//	久保 孝之	総務部総務課長
23	//	多田栄一郎	総務部職員課長

(3) 文京区地域福祉推進本部幹事会幹事名簿

(令和3年3月現在)

	役職	氏名	職名
1	幹事長	木幡 光伸	福祉部長(地域包括ケア推進担当部長兼務)
2	副幹事長	大川 秀樹	子ども家庭部長
3	//	佐藤壽志子	保健衛生部長
4	幹事	新名 幸男	企画政策部参事企画課長事務取扱
5	//	大野 公治	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6	//	鈴木 大助	総務部防災課長
7	//	矢島 孝幸	福祉部福祉政策課長
8	//	浅川 道秀	福祉部高齢福祉課長
9	//	進 憲司	福祉部地域包括ケア推進担当課長
10	//	畑中 貴史	福祉部障害福祉課長
11	//	大戸 靖彦	福祉部生活福祉課長
12	//	中澤 功志	福祉部介護保険課長
13	//	大武 保昭	福祉部国保年金課長(福祉部高齢者医療担当課長兼務)
14	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
15	//	横山 尚人	子ども家庭部幼児保育課長
16	//	中川 景司	子ども家庭部子ども施設担当課長
17	//	瀬尾かおり	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
18	//	木口 正和	子ども家庭部児童相談所準備担当課長
19	//	榎戸 研	保健衛生部生活衛生課長
20	//	渡部 雅弘	保健衛生部健康推進課長
21	//	笠松 恒司	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
22	//	阿部 英幸	保健衛生部保健サービスセンター所長
23	//	木村 健	教育推進部学務課長
24	//	松原 修	教育推進部教育指導課長
25	//	石川 浩司	教育推進部児童青少年課長
26	//	真下 聡	教育推進部教育センター所長

2 計画改定の検討経過

(1) 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月31日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月28日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月30日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月31日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月21日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年11月4日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年2月5日(金)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

(2) 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	令和元年5月22日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年8月7日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月29日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月13日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月22日(水)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月19日(水)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月28日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月26日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

(3) 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月14日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	令和元年7月26日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	令和2年1月24日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	令和2年5月(書面会議)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	令和2年7月10日(金)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目(案)について
6	令和2年8月7日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	令和2年10月15日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	令和3年1月(書面会議)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

(4) 障害者部会

	開催日	主な議題
1	令和元年5月13日(月)	・障害者(児)実態・意向調査の概要について ・障害者(児)実態・意向調査における質的調査について
2	令和元年7月29日(月)	・障害者(児)実態・意向調査における量的調査設問項目(案)について
3	令和2年1月20日(月)	・障害者(児)実態・意向調査の報告について
4	令和2年6月(書面会議)	・新たな障害者・児計画の策定について ・障害者・児計画の主要項目と方向性(案)について
5	令和2年7月17日(金)	・障害者・児計画の体系(案)について
6	令和2年8月25日(火)	・障害者・児計画中間のまとめ(たたき台)について
7	令和2年9月24日(木)	・障害者・児計画中間のまとめについて
8	令和3年1月(書面会議)	・障害者・児計画の最終案について

(5) 「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

1 パブリックコメント

- ・ 募集期間 令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)
- ・ 提出者数 2人

2 区民説明会

- ・ 開催日及び場所 令和2年12月12日(土) 文京シビックセンター
令和2年12月16日(水) 文京シビックセンター
- ・ 参加者数 0人

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

障害者・児計画

令和3年度～令和5年度

令和3年(2021年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部障害福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話 03-5803-1211(直通)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 E0120036 頒布価格 990円